

富山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立の小学校、中学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、悩みを抱える児童生徒、保護者への相談・支援を行うなど、教育相談体制の充実を図るもの。

（2）配置計画上の工夫

- 公立小学校20校、全公立中学校80校にスクールカウンセラーを配置する。
- スクールカウンセラー未配置小学校等で、支援が必要な学校に対して、教育事務所管理カウンセラーを派遣する。派遣の継続や変更については、学校の状況に応じて原則学期ごとに見直し、市町村教育委員会と県教育委員会が協議して決定する。
- 県立高等学校8校にスクールカウンセラーを配置し、周辺の県立高等学校も支援する。
- 学校が対応に苦慮するいじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーを機動的に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○ 配置人数

小学校	: 67校
中学校	: 80校
高等学校	: 8校
教育委員会等	: 2箇所

○ 資格

〈スクールカウンセラー〉

- ① 臨床心理士 34名
- ② 精神科医 2名
- ③ 大学教授等 2名

〈スクールカウンセラーに準ずる者〉

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 9人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 18人
- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 1人

○ 勤務形態について

単独校	80中学校	(週1日・1回4時間)
	67小学校	(週1日・1回4時間又は2時間)
拠点校	8高等学校	(実態に応じて 週1日・1回4時間等)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

- スクールカウンセラーの役割や活動方針等を記載したリーフレット「SC&SSWとのよりよい連携を目指して」を作成・配付
- スクールカウンセラー等配置事業連絡協議会、生徒指導推進会議、学校訪問研修会等で、周知を図る。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、各校事業担当者(第1回目のみ)

(2) 研修回数(頻度)

- 年2回

(3) 研修内容

- スクールカウンセラーの役割
- 講演
- 部会別協議

(4) 特に効果のあった研修内容

- 部会別協議
 - ・各スクールカウンセラー等からの対応事例の報告と対応方法についての検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置:無
- 活用方法

(6) 課題

- 全員が参加できる研修機会の確保が難しい。
- 講師人材が限定(不足)している。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒のための活用事例（①）

1 問題の概況

- ・生徒Aは、小3まで、「手のかからないおとなしい子」として、問題なく、兄弟（兄、弟）とも仲良く育つ。小4頃から口数が減り、頑固さが目立つようになる。
- ・父親は穏やかな性格である。母親は自分の身内が不慮の死を遂げて以来、自身の感情をうまく扱えないと話す。子供の養育は、近所の母方の祖父母に依存している。
- ・中学校では卓球部に所属していたが、中1の春休み中の部活動を欠席して以来、中2の4月になっても部屋にこもり続け、そのまま不登校となる。

2 対応の概況

- ・まず、スクールカウンセラーが母親との面談を始める。母親は動揺が激しく、また、Aの不登校を受け入れられず、悪者探しや感情的な言動に終始する。スクールカウンセラーは母親との関係性を大切にして、母親の安定化を図る。中2の夏休みを迎える頃には、母親は少しずつ落ち着き、母親自身のこれまでの人生を語り始めるとともに、Aをありのままに受け入れることが大切だと理解し始める。
- ・Aが少しずつ部屋から外に出ることが増えてきたと母親から報告を受け、スクールカウンセラーは母親と共に喜ぶ。しかし、スクールカウンセラーとA本人との面談は実現せず、気長に訪問面談の機会を待つこととする。
- ・中2の2月半ば、初めてスクールカウンセラーとAとの面談が実現し、その後週1回、A宅において面談を継続する。中3の4月に担任との面談も実現し、一緒に教材等の作業を通じた面談が、週1回のペースで続く。
- ・中3の6月に、自宅を離れての学習にも興味を示し、7月から市の適応指導教室に通い始め、そこでの生活を通して自信がつき、実力テスト等も受けるようになる。
- ・私立高校を受験し、合格を果たした。

3 成果

- ・スクールカウンセラーが、まず母親への傾聴を重ねて母親の精神的な安定を促したことが、本人の立ち直りに向けて大きな力になった。
- ・スクールカウンセラーと担任が連携し、粘り強く関わったことで、母子との信頼関係を築き、高校受験に立ち向かう勇気につながったと思われる。
- ・適応指導教室の果たした役割も大きく、担任やスクールカウンセラーと適応指導教室とが情報の共有を密にしながらか支援を進めたのが大きかった。

【事例2】経済的に困窮し、ネグレクト傾向にある父親と暮らす中3男子生徒への登校支援のための活用事例

（①・④・⑦）

1 問題の概況

- ・父親は、本人が2歳の頃離婚し親権をもつが、経済的に困窮し、生活が不安定なため、本人は児童養護施設に措置入所となる。小6の7月から、児童相談所の判断により、父親と同居する。父親は何度も転職を重ね、収入が安定しない上、パチンコ等での浪費が激しく、学校集金も滞納を繰り返す。また、父親には学校からの連絡が通じないことが多く、提出物等も滞ることが多い。学校から意に沿わないことを言われると、学校に怒鳴り込むこともあった。本人の食事や身なり、学習等に関しての関心は低く、放任であった。

- ・祖母が同じ校区内で生活保護を受けながら独居生活をしていましたが、病気のため生活行動は制限されていた。父親（息子）との関係も悪く、当該生徒との繋がりも途絶えていた。

2 対応の概況

- ・本人は、小6の11月から欠席が目立ち、引きこもり状態になる。担任が家庭訪問しても応答がなく、本人と会うことがなかなかできなかった。
- ・中学校入学後、6月までは登校していたが、7月以降、連絡のない欠席が続いた。父親は子供に関心がない様子で、本人の生活リズムや食事等の生活の状況を一切把握していなかった。
- ・中1の9月、担任に加え、カウンセリング指導員（教育相談を専門とする教員）が家庭訪問を行い、11月下旬には、スクールソーシャルワーカーとも連携し、登校支援を始めた。その結果、以前よりも本人に会える日が増え、連絡をとれる機会が増えた。しかし、中2になっても、昼夜逆転の生活が続き、登校状況は改善されず、欠食の影響から、発育・健康状態も懸念された。本人の情緒もますます不安定になり、自己肯定感が低下していった。
- ・中2の7月から、スクールカウンセラーによる本人との定期的な面接（月1、2回）を開始した。本人が心を開くまでに時間はかかったが、自分の思いや考えを語るようになり、登校意欲が高まっていった。中3になってから、修学旅行等の学校行事や4教科の授業等に参加し、友達と関わりながら充実した学校生活を送った。

3 成果

- ・スクールカウンセラーが本人の見立てに基づいた具体的な支援策や父親との信頼関係を構築するための関わり方等について、臨床心理の専門的な立場から助言を与えたことで、担任やカウンセリング指導員は、本人や父親への理解が深まり、それぞれの立場や気持ちにより添った関わりがもてるようになった。
- ・本人に直接関わる担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、カウンセリング指導員を支援チームとし、各々の役割が有機的に機能するよう検討した。その結果、支援方針を共有することで、各々の役割が明確になり、円滑な役割遂行、情報共有につながった。
- ・祖母を重要な援助資源と捉え、本人、父親の了解を得て、中2の夏休みから祖母が当該生徒の食事を準備するようになった。祖母との関係回復や食の改善等への援助は、その後の生活習慣や不登校の改善に大きく寄与した。また、身長・体重も全国平均以上に変容するなど、発育面においてもよい影響を及ぼした。
- ・卒業式に参加でき（祖母出席）、志望校にも合格し進学を決めた。

【事例3】良好な人間関係を育むための活用事例（②）

1 活動名 生徒向けの体験講座

2 目的 よりよい人間関係を築くための具体的コミュニケーションスキルを学ぶ。

3 活動内容 コミュニケーション活動、心身のリフレッシュ活動等を内容とした講座を、前期10回、後期12回実施し、特別支援担当教員とスクールカウンセラーとが協力して企画運営を行う。

4 成果と課題

- ・各講座実施後のアンケートでは、「先生や友達とコミュニケーションができて楽しかった。」「気持ちよくリラックスできてよかった。」などと答える生徒がほとんどであった。
- ・全講座における生徒の満足度は98%で、様々な体験活動を通して、教員と生徒や生徒同士のコミュニケーションを深めることができた。
- ・スクールカウンセラーは時間的な制約があることから、担当教員との打ち合わせの確保や講座への毎回の参加が難しく、次年度以降、実施内容や時間等の見直しが必要である。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

①不登校生徒の減少

- ・スクールカウンセラーを配置して以降、小・中・高校において、不登校生徒数は減少傾向にある。特に、中学校では、全中学校に配置した19年度以降、大幅な減少がみられる。

(H19年度 854人 1,000人当たり 28.8人 → H26年度 583人 1,000人当たり 19.7人)

②学校における教育支援体制の充実

- ・スクールカウンセラーと担任やカウンセリング指導員、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等がチームとなり、気になる児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒等に対して、情報交換を行い、今後の支援の在り方や関わり方について共通理解の上、役割分担を図りながら、効果的な支援を行うことができた。

③児童生徒及び保護者に対する教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーが、担任とは別の立場で、児童生徒や保護者の悩み等をじっくりと聴く機会をもつことで、児童生徒は心を開き前向きになることができた。また、第三者的な立場で専門的な視点による助言や支援を行うことで、保護者は安心して悩みを相談でき、子供との接し方を改善できた。

④職員研修等における教職員の資質向上の充実

- ・スクールカウンセラーが、子供たちへの接し方やQ-U調査の結果の活用方法等について、職員研修会で講師となる学校が多くみられ、教職員が児童生徒に対する見方や接し方等の改善を図り、学年・学級運営に活かすことができた。

(2) 今後の課題

①スクールカウンセラー配置時間の拡充

- ・不登校やいじめ、特別な支援を必要とする児童生徒等、学校においては多くのニーズがあるため、配置時間の拡充が必要である。

ア 国の予算の拡充や補助率の1/2への引き上げなど、拡充に係る予算措置

イ 小学校への配置が少ないため、一刻も早い全校配置の実現

ウ 高校への配置の制限（全配置の10%以内）の撤廃

②スクールカウンセラーの人材確保

- ・スクールカウンセラーには、専門知識や臨床心理士などの資格が必要であり、人材不足が問題である。臨床心理士会などと連携した人材の育成、確保が必要である。

③スクールカウンセラーと教職員との情報共有の在り方

- ・多くの学校では、スクールカウンセラーと教職員との間で、情報の共有や支援方法等についての共通理解がなされているが、時間が限られた状況の中で、情報の共有が十分でない場合も見受けられる。「SC日誌」等を上手く活用している学校もあるが、スクールカウンセラーと教職員とがどのように情報の共有を図っていくかが課題である。

石川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に対応するため、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

（2）配置計画上の工夫

単独校方式

- ・スクールカウンセラー等を1校に配置し、当該校を担当する方式
- ・近隣未配置校より要請があった場合は、スクールカウンセラー等を派遣できるものとする。ただし、相談に要する時間は配置校の配当時間を活用するものとする。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

小学校	80：校
中学校	87：校
高等学校	16：校

（1）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 42人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 1人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 32人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

勤務形態について

単独校	(週3日・1日4時間) × 35週	4 中学校
	(週2日・1日4時間) × 35週	12 中学校
	(週1日・1日5時間) × 35週	10 中学校・ 3 高等学校
	(週1日・1日4時間) × 35週	32 中学校・ 13 高等学校
	(週1日・1日3時間) × 35週	19 小学校・ 26 中学校
	(週1日・1日3時間) × 20週	61 小学校・ 3 中学校

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

① 活動方針等に関する指針(ビジョン)の策定

- ・多様化する問題行動等の対策、特に不登校や発達障害を抱える児童生徒への対応が、県内の教育相談上の課題となっている。そのため、スクールカウンセラーを配置し、学校の要望等により、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、学級担任などへの助言・支援等、学校における教育相談に対する支援体制の強化に資する。また、教職員を対象とした校内研修会や児童生徒を対象とした教育プログラムを実施し、課題解決への対応を図る。

② 周知方法

- ・県教育委員会、市町教育委員会及びスクールカウンセラーが一堂に会する連絡協議会や打合せにおいて周知を図る。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー43名、スクールカウンセラーに準ずる者32名全員を対象に研修を行う。

(2) 研修回数(頻度)

- ・県教委主催の研修会(年1回全体)や他の資質及び指導力向上を図る研修会を連絡し、参加を呼びかける。

(3) 研修内容

- ・県教委主催で不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に関して専門的な知識を持った方を講師に招き、スクールカウンセラーに対して学校への支援等の在り方について指導、助言を行う。
- ・「自殺予防教育実践講座」等の研修会にも参加を呼びかけ、スクールカウンセラーとしての資質及び指導力の向上を図る。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・研究協議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・設置していない。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間に制限があるため、十分な研修日を確保することが難しい。
- ・スクールカウンセラーの資質向上を効率よく行うため、相談件数の多い内容に関わる研修をタイムリーに開催すること。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】学校外での問題行動解決のための活用事例（⑥）

・家出や万引きなどの問題行動を繰り返す中学3年女子生徒に対して、学校は、管理職が中心となり生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、担任、学年主任等と協議し、該当生徒の対応を諮る。更にスクールカウンセラーの助言を得て、家庭や警察、児童相談所と連携し、情報を共有しながら、該当生徒の更生を図った。該当生徒に関しては、担任と教育相談係が、スクールカウンセラーからの助言をもとに粘り強く接し、信頼関係を築いていった。また保護者には、学校はもとより、スクールカウンセラーの第三者的立場から協力を仰ぐ。結果、保護者は学校に信頼を寄せるようになり、登下校の送迎と家庭での見守りを約束した。その後、該当生徒の行動は落ち着いていき、卒業後の進路も決定した。

【事例2】児童虐待解決のための活用事例（②）

・学校では目立った問題行動の見られない中学2年の女子生徒が、校外で万引きなどの問題行動を繰り返すことに対して、学校は、管理職が中心となり生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、担任、学年主任等と協議し、該当生徒の対応を諮る。また、出身小学校からの情報やスクールカウンセラーの助言をもとに、家庭や警察、児童相談所と連携し、情報を共有しながら、該当生徒の更生を図った。特に中学校と同一のスクールカウンセラーが、該当生徒の出身小学校に派遣されていたことも、情報を得るのに奏功した。担任や教育相談担当教諭を中心に、該当生徒と面談を重ね、家庭で十分な食事を与えられていないことが分かる。母子家庭であることも踏まえ、スクールカウンセラーの協力を得て、警察や児童相談所と連携し、関係機関から母親に対して改善を求めた。定期的な児童相談所の訪問・支援を受けて、家庭環境は徐々に改善していき、本人の行動も安定していった。

【事例3】保護者対応のための活用事例（①）

・校区内の小中学校の教職員が合同で、スクールカウンセラーの指導のもと、保護者対応についての研修会を開催する。全体研修では、保護者の学校に対する思いや期待する点など、過去の事例を交えて助言を受ける。その後グループに分かれ、保護者の視点に立った相談対応を協議する。グループ協議の中、参加者同士で役割を決め、ロールプレイを行い、教師側の表情や口調により相手の受け止め方が違ってくことを体験する。この研修を通して、教育相談の視点に立った保護者対応の大切さを学び、教職員一人一人の資質及び指導力向上につながった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間が増えた学校では、相談件数も増加し、教職員への研修や教育プログラムを実施する時間の確保もできた。
- ・県内公立中学校に関しては、スクールカウンセラーの全校配置を行っている。その結果、不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に関する相談に幅広く対応することができた。
- ・平成26年度の相談件数は、前年度に比べ15%増加しており、児童生徒の対応を始め保護者や教職員への助言・援助を行い、問題行動等の未然防止につなげることができた。

(2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間に制限があるため、相談者への対応に限りがある。また各校の担当教員との打合せ時間も十分に確保できない場合もあり、情報共有が困難となるケースも生まれている。
- ・スクールカウンセラーの人員確保が、年々厳しくなっていることに加え、地域的要件等により、効率的な支援体制の確保が難しくなっている。

福井県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動に対応するほか、児童・生徒の心のケアを行うための専門家を配置し、こうした問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決を図る。また、東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、等に対応するため、専門家を派遣する。

（2）配置計画上の工夫

- ・小中学校の配置について、単独校以外の小学校を対象校とし、全校配置としている。対象校においては、中学校スクールカウンセラーが校区内対象校に対し、定期訪問および要請訪問を実施している。
- ・スーパーバイザーを県教育委員会に2名配置し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数

小学校	:	45校（単独校）	:	32人	*兼務あり
	:	148校（対象校）	:	50人	*兼務あり
		*小学校7校（越前町）については、県配置の中学校スクールカウンセラーを町費で単独配置しているため、対象校として除いている。			
中学校	:	69校（拠点校）	:	50人	*兼務あり
	:	4校（単独校）	:	4人	
高等学校	:	7校（単独校）	:	3人	*兼務あり
教育委員会等	:	1箇所	:	2名	

○資格

□スクールカウンセラー

①臨床心理士：40人

③大学教授等：1人

□スクールカウンセラーに準ずる者

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：11人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者：12人

○勤務形態

単独校 45 小学校

《内訳》・25小学校（週1日・1回3時間） ・20小学校（隔週1日・1回3時間）

4 中学校

《内訳》・1中学校（週1日・1回3時間） ・2中学校（週1日・1回6時間）

・1中学校（週2日・1回5時間）

7 高等学校（週1日・1回4時間）

拠点校 69 中学校 ・ 対象校 148 小学校

《内訳》 ・ 19 中学校（週1日・1回3時間） ・ 36 中学校（週1日・1回6時間）
・ 15 中学校（週1日・1回8時間） ・ 3 中学校（週2日・1回5時間）

県教委配置スーパーバイザー 2人（年間105時間）

(4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

◆福井県のスクールカウンセラー活用に係る指針等（実施要綱等に盛り込んでいる主な内容）について

○目的について

いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動に対応するほか、児童・生徒の心のケアを行うための専門家を配置し、こうした問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決を図る。また、東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、等に対応するため、専門家を派遣する。

○スクールカウンセラーの主な業務について

- ①児童・生徒へのカウンセリング
- ②カウンセリング等に関する教職員および保護者に対する助言・援助
- ③児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ④その他児童・生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められる業務

○調査研究について

各学校において、スクールカウンセラーを活用した生徒指導体制の充実および教員の資質能力の向上等に関する調査研究課題を設定し、年度末に報告する。内容は以下のようなものである。

- ①学校における児童・生徒の問題行動等の状況に応じた効果的なスクールカウンセラーの活用方法
- ②スクールカウンセラーの効果的な生徒指導体制における位置付け、養護教諭等との役割分担、教職員との連携、教職員に対する助言・援助の在り方
- ③教員研修におけるスクールカウンセラーの活用の在り方
- ④スクールカウンセラーを活用した家庭、地域社会、関係機関との効果的な連携、保護者等に対する助言・援助の在り方
- ⑤スクールカウンセラーの守秘義務を踏まえた教職員との情報の共有の在り方
- ⑥スクールカウンセラーの職務執行の在り方、職務執行ガイドラインの策定（職務執行マニュアル等の作成）

◆周知方法について

□市町教育委員会および各学校への周知方法

○市町教育委員会に対して

- ・市町指導主事連絡協議会等を通じて周知を図る。

○各学校に対して

- ・年度当初、教育相談担当者を集め周知を図る。
- ・校長会、教頭会を通じて周知を図る。

□スクールカウンセラーへの周知方法

- ・辞令交付式時に研修会を開催し、周知を図る。
- ・年2回～3回の研修会を開催し、周知を図る。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（辞令交付式時）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、電話相談員（教育相談業務担当者等研修会時）

(2) 研修回数（頻度）

年3回（4月、8月、11月）

(3) 研修内容

- 業務についての指導・助言
- 教育相談業務関係に精通した大学教授等の講演・講義
- グループ別協議 等

(4) 特に効果のあった研修内容

毎年、年2回の研修会には、教育相談業務関係のスペシャリスト（スーパーバイザー経験を有する大学教授等）といえる人物を招き、講義をいただいている。専門的な業務内容のお話や教育相談業務担当者（外部人材）等の連携等についてのお話など、たいへん勉強になっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：あり 2名（県教育委員会配置）

○活用方法

- ・県内を2地域に分け、それぞれが担当している。
- ・緊急な事案や困難な事案等に対応している。
- ・採用年数が短い（1年目・2年目）スクールカウンセラー等のスーパービジョンを行っている。
- ・その他、スクールカウンセラーの有効な活用方法等について、県担当者と勉強会を開催している。

(6) 課題

業務についての資質向上を図る目的での研修会の開催はいうまでもないが、スクールカウンセラーが学校組織の中で業務を進めるにあたり、学校組織の一員であるという意識を高めるとともに、組織の中でスムーズに職務が遂行できることをねらった研修等を考えていきたい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒のための活用事例（①）

○ 中学3年生A男の母親（不登校）

・他県から転校してきたA男は、前学校でも不登校だった。原因は、不安定な家庭環境と精神的母子分離ができていないこと、さらには、学校への不信感によるものであった。この学校でも初日だけの登校で、翌日から休み始めた。担任は、日々連絡を密に取り、相談室があることやスクールカウンセラーに相談できることを伝えた。前学校では、学校の対応がよくなかったため、母親も本人も学校への不信感を抱いていた。しかし、この学校の担任やスクールカウンセラーの丁寧な対応に対して、厚い信頼を得ることができ、母親も本人も心を開いて話をするようになった。10分、20分間といった面談時間が短い日もあったが、次第に登校日数が増え始めた。A男は、次年度4月からの進路も決めることができ、希望に胸を膨らませて卒業していった。

・担任とスクールカウンセラー、管理職とスクールカウンセラー等の連絡を密にし、情報交換を絶やすことなく、情報の共有を図ってきた。また、ケース会議等においても、管理職をはじめ、学年主任、担任、教育相談担当者、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係職員でチームとなって対応策等を図ってきた。

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

○ 中学校A（調査研究報告書より抜粋）

9月に1・2年生、2月に6年生の授業を参観した。1・2年生では巡回指導対象の児童がおり、養護教諭主導のエンカウンターを通して児童の様子を観察した。自由な発言の場で、どのように行動するか、友人と協力して活動できるかに注目した。授業の後、気がかりな点について小学校の養護教諭と担任、スクールカウンセラー、中学校の養護教諭で話し合いの場を設けた。

6年生の授業参観では、担任による算数の授業の様子を観察した。電子黒板を使った画期的な授業で、電子的な機能をきちんと使いこなして発表できていたのが印象的であった。算数の得意、不得意によって、発表の内容に差はあるが、どの子も自分の意見を筋道立てて発表することができていた。授業後に小学校の養護教諭と担任、スクールカウンセラー、中学校の養護教諭で話し合いの場を設け、気になる児童について情報交換を行った。6年生の中学校への引き継ぎは、再度、指導部長等主導のもと行う予定である。

○ 中学校B（調査研究報告書より抜粋）

今年度は1，2学期それぞれ1回ずつ、小中連携を目的に、スクールカウンセラーによる校区内3つの小学校の訪問を実施

した。前期は小学校から要望のあった児童の行動観察をお願いし、その後小学校のスクールカウンセラー（市費採用）や担任と情報を共有し、対応について共通理解を図った。また後期は、小学校6年生の行動観察を教育相談担当とともに実施した。学年全体を見ていただきながら、特に不登校傾向の生徒や発達障害を持っている生徒について、重点的に行動観察をお願いした。中学校でその情報を共有し、受け入れ側として準備を進めている。

【事例3】校内研修のための活用事例（①）

○ 小学校A（調査研究報告書より抜粋）

高学年では視覚や聴覚や触覚などを使って行う「感覚ゲーム」、中学年ではルールを守って楽しくゲームをする「間違い探し」、低学年ではグループ活動をしながらお互いを認めるエンカウンター「帽子屋さん」や「パネルシアター○△□」を実施するにあたり、スクールカウンセラーによる、校内研修会を開催し、助言や支援をしてもらいながら計画的に実施するに至った。

○ 小学校B（調査研究報告書より抜粋）

校内研修では、夏季休業中に「Q Uテストの分析と気がかり児童への具体的対応」をテーマにスクールカウンセラー

を講師に招き研修を行った。学級内の集団力動や個人の気づきにくい困り感を知る時の着眼点を教えてもらい、児童の支援の参考になった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

配置校（単独校と拠点校）に対し、年度末に調査研究報告書の提出、年2回（7月・12月）活用状況調査（スクールカウンセラーへの評価を含む）の提出を、また、スクールカウンセラーに対して、年2回（7月・12月）自己振り返り調査（学校の活用状況を含む）の提出を願っている。

以下には、これらを参考に成果を述べる。

近年、各学校におけるスクールカウンセラーへの期待度が高く、どの学校でも有効に活用されている。主な活用としては、児童生徒との面談、保護者との面談、教職員へのコンサルテーション、他機関とのつなぎ（連携）となっている。学校によって、相談件数に差はあるが、相談件数が少ない学校においても、スクールカウンセラーによる行動観察や効果的な全員面談、構成的グループエンカウンターの支援等、それぞれの学校でスクールカウンセラーを有効に活用している。

学校では、教師とは異なった専門性を生かした活用の工夫がなされ、心理の専門家としての期待が年々大きくなっており、各学校からも大きな成果が上がっているとの報告を受けている。

《参考》

【県内公立中学校の諸問題行動の推移】

*公立小中には全校配置としているため、公立小中学校のデータのみを参考データとする。

■不登校出現率の推移

H21：1.11% H22：1.02% H23：0.90% H24：0.88% H25：0.90%

■暴力行為発生件数の推移

H21：30件 H22：24件 H23：21件 H24：39件 H25：22件

■いじめ認知件数の推移

H21：760件 H22：591件 H23：437件 H24：1005件 H25：698件

(2) 今後の課題

○配置の拡充について

・スクールカウンセラーの人数を増加させたいが、現段階では現在の人数が頭打ち状態となっており、県外在住のスクールカウンセラーを10人採用している状況である。

・学校から提出された活用状況調査によると、配置時間数の増加を要求する声大きい。具体的な声としては、「時間数が足りない」「隔週では途切れた相談になる」「週1回の訪問では、児童生徒に不安で寂しい思いをさせる」などである。しかし、予算には限りがあるため、限られた財源の中で、より効果的な活用方法をスーパーバイザーとともに模索していきたいと考えている。

山梨県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・いじめや不登校等の未然防止，改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図り，もって教員の資質能力の向上に資することを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

- ・スクールカウンセラー等は，公立小学校（60校）・公立中学校（全校85校）並びに県立高等学校（6校）に配置する。
- ・スクールカウンセラー等は，配置された当該校を担当するほか，地域や学校の実情により，当該校の校長の指示により複数の学校を担当することができる。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

- ・配置人数 小学校：60校，中学校：85校（全校配置），高等学校6校の計151校に，65名配置。
教育委員会等（要請訪問スクールカウンセラーとして）1箇所にて26名配置。
- ・資格 <学校配置のスクールカウンセラー> 65名の資格
①臨床心理士が51名，②精神科医が0名，③大学教授等の職にある者又はあった者が1名。④修士課程（相談業務1年以上）の経験の者が2名，⑤大学，短大卒（相談業務5年以上）の経験の者が10名，⑥医師（相談業務1年以上）の経験の者が0名。
<教育委員会等（要請訪問スクールカウンセラー）配置> 26名の資格
①臨床心理士が19名，②精神科医が0名，③大学教授等の職にある者又はあった者が1名。④修士課程（相談業務1年以上）の経験の者が3名，⑤大学，短大卒（相談業務5年以上）の経験の者が3名，⑥医師（相談業務1年以上）の経験の者が0名。
- ・勤務形態 原則として次のいずれかとする。
①年間280時間（週8時間×35週）
②年間210時間（週6時間×35週）
③年間140時間（週8時間×17.5週，週4時間×35週）
④年間115時間（週3時間×25週＋週4時間×10週）
⑤年間80時間（週8時間×10週，週4時間×20週）
<平成27年度の状況>
小学校（60校）：80時間…19校，115時間…17校，140時間…24校
中学校（85校）：140時間…38校，210時間…1校，280時間…46校
高等学校（6校）：140時間…5校，210時間…1校

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ガイドラインを作成し，全小・中学校に配付。HPにアップし，ダウンロードが可能。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールカウンセラー研究協議会（参加者：学校配置・要請訪問スクールカウンセラー，配置校担当教員，県教委事務局，事務所担当指導主事）を年3回開催している。

（2）研修内容

- ・研究協議会において，テーマを決めて（例：小・中連携に関する工夫等）グループで互いの情報共有や，より有効な活用ができるよう協議を行う。
- ・経験年数の長いスクールカウンセラーを講師とした研修・グループ協議

(3) 特に効果のあった研修内容

- ・経験年数の長いスクールカウンセラーを講師とした研修・グループ協議
研修内容「スクールカウンセラーとしての対応」
課題研究協議（グループ協議）「スクールカウンセラーを活用した小・中連携」

(4) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無し ○活用方法 無し

(5) 課題

- ・様々なケースに対応していくためにも、スーパービジョン体制については、必要性が高い。また、専門性向上のための研修会も必要となっているが、予算の都合上実施できない状態である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①, ⑨）

- ・中3女子の不登校への対応のケース。3年6月頃から不登校になる。優等生の息切れのようにも思われた。

◇支援の方法

- ・本人や保護者に対するカウンセリングが、本人の今まで抱えていた課題を整理するきっかけとなり、自分自身のスタンスを持つことができるようになった。
- ・週1回定期的に行われる、不登校対策部会（校長、教頭、学年担当、養護教諭、SC、不登校担当）で、情報交換・情報共有を行い、心配な生徒への対応、指導方針を検討。SCからもアドバイスをしてもらった。
- ・SCと連携。SCの家庭訪問による母親や生徒との面談。面談内容をケース会議で報告、共通理解。

◇結果

- ・継続的なカウンセリングと組織的な支援により、登校できる日が増えていった。2学期末には、ほぼ休みなく登校し、受験勉強にも取り組むようになった。

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

◇活用事例

- ・SCが中学校区の小学校2校を定期的に訪問し、直接6年生に接したり、情報を得たりしている。また、6年生の入学準備の段階で、情報を共有し、問題を事前に把握し、受け入れについての検討を行う。
- ・中学校区の小学校2校に訪問し、小学校における教育相談に対応している。また、問題を抱えている中学生の家庭の弟や妹が小学校に在籍する場合にも、SCがカウンセリングをし対応する。
- ・新入生に対して、小学6年生のうちに、全員面談の時間を設定する。

【事例3】ストレスマネジメントのための活用事例（②）

◇活用事例

- ・中学3年生の3学期、学級活動の時間を活用。「入試直前のストレスマネジメントについて」の講演会を開催し、SCが専門家の立場から、緊張のほぐし方、不安への対応の仕方等、ストレスマネジメントのアドバイスを行った。
- ・中学1年生、道徳の時間。SCと「人と人とのつながりを感じてみよう」のTTの授業を行った。友達との関わり方等を考える機会となった。
- ・中学校区の小学校2校に訪問し、小学校における教育相談に対応している。また、問題を抱えている中学生の家庭の弟や妹が小学校に在籍する場合にも、SCがカウンセリングをし対応する。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・配置校からの報告書によると、「専門家による新しい視点が加わり、多面的な児童生徒理解に結び付けることができるようになった」、「子どもの友人関係など悩みをもつ保護者にとっては、専門家に対応してもらえるとということで安心感がもてた」という成果が多くあった。
- ・児童生徒の相談件数は、依然として多く、増加傾向にある。H24年度の相談件数：10,136（件）、H25年度の相談件数10,178（件）H26年度の相談件数11,144（件）
- ・配置SCは、「心の専門家」について学校現場の理解がすすみ、生徒、保護者、教師の相談活動に有効活用されている。また、中学校区の小学校からの要請もあり、小・中で連携して中学校配置のSCを活用している。小学校へも同じ学区の中学校に配置しているスクールカウンセラーを配置することで、なお一層の小・中連携が図られると考える。
- ・周知活動や具体的な支援方法の提示により、学校にとって気軽な相談機関としての認識が高まった。

(2) 今後の課題

- ・問題を抱える家庭や児童生徒のうち、相談や支援を希望しない保護者への対応が難しい。
- ・周知が進み、活用が増えてきたが、時間が不足している。対応が一層、複雑で難しいケースが増えてきているため、予算措置の必要性を感じる。
- ・どの学校でもいじめや不登校は起こり得るとの認識のもと、どの学校にも専門家がいるという、教育相談体制の一層の充実を図る。
- ・いじめの問題のピークは、小6から中1にあり、不登校の芽は小学校にあることから、児童生徒数の多い小・中学校や不登校生徒の多い中学校区の小学校へ配置を拡充し、小・中連携により継続的に取り組む必要性が高い。

長野県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の悩みに寄り添い、適切かつ迅速に対応し、児童生徒が安心して学習に取り組むことができるようスクールカウンセラー（臨床心理士等）を配置し、学校内における相談体制の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 県内全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に対応。
- ・ 中学校は、学校規模と地域性、生徒指導上の課題等を配慮して、拠点校 95 校、対象校 91 校に配置。
- ・ 小学校は、拠点中学校通学区内の対象小学校 258 校に配置。それ以外の小学校は状況に応じて対応。
- ・ 高等学校、特別支援学校は、教育事務所に配置した SC を学校に派遣して対応。
- ・ 市町村及び広域配置に 2 市 1 郡指定し、地域相談支援体制の整備を推進。
- ・ 週 5 日相談体制に 2 校指定し、常時生徒が相談できる体制づくりを推進。

（3）配置人数・資格・勤務形態

〔配置人数〕

小学校 258 校 中学校 186 校 高等学校 85 校 特別支援学校 10 校

〔資格〕

○スクールカウンセラーについて

①臨床心理士・・・52人 ③大学教授等・・・1人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者・・・・・・・・・・8人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者・・・・・・・・18人

〔勤務形態〕

拠点校 95 中学校 (週1日・1回4時間程度)

対象校 91 中学校 (月1日・1回4時間程度)

258 小学校 (月1日・1回4時間程度)

派遣校 85 高等学校 (月2時間程度) (4教育事務所に配置)

〔県教育委員会事務局 臨床心理士〕

○臨床心理士・・・1人 10:00～17:00 月20日勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○毎年3月に、4月から新規に任用するスクールカウンセラーを対象とした事前説明会を開催。

○毎年4月に、拠点中学校と高等学校のSCコーディネーター（教員）、スクールカウンセラー、市町村教委、県教委事務局、教育事務所（事業担当者、事務担当者、SSW等）による教育相談関係者連絡会議を開催。

- ・ 生徒指導上の今日的な課題及び関連した施策、スクールカウンセラーに求められる役割について行政説明
- ・ スクールカウンセラー事業（義務・高等学校）の実施要綱、実務取扱要領、報酬、配置時間、提出書類等に係る説明
- ・ 学校とスクールカウンセラーの打ち合わせ（年間計画の立案等）
- ・ スクールカウンセラーの情報共有

○事業冊子（義務・高等学校）、周知資料（リーフレットやしおり）を作成し、小・中・高等学校に配布。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・長野県が任用したスクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

①SC 地区別研修会の実施（4地区・年1回）

〔参加者：SC〕

②いじめ・不登校地域支援事業 地区推進会議（4地区・年2回）

〔参加者：教職員、市町村関係者、支援員・相談員、SSW、SC、PTA、保健・福祉関係者、民間関係者等〕

③いじめ・不登校対応全県研修会（全県・年2回）

〔参加者：教職員、市町村関係者、支援員・相談員、SSW、SC、PTA、保健・福祉関係者、民間関係者等〕

④自殺予防研修会（全県・年1回）

〔参加者：教職員、SSW、SC〕

(3) 研修内容

①SC の任務、あり方、評価について 事例検討会（グループ別）

②不登校やいじめ問題で悩みを抱えている児童生徒の支援に関わる関係者が効果的な支援や連携のあり方について研究協議及び情報交換

- 〔講義〕
- ・場面寡黙児童生徒の理解
 - ・集団への適応が苦手な子どもたちへの支援～学校と福祉の連携～
 - ・児童生徒への有効な支援のための学校体制の構築
 - ・ソーシャルスキルトレーニング 等

〔分科会〕

- ・参加者による情報交換（経験交流）

③全県研修会

〔春〕 「学校におけるいじめ問題への対応」 滝 充 氏（国立教育政策所統括研究官）
〔秋〕 「子どもの症状と家族関係」 布柴 靖枝 氏（文教大学 教授）

④子どもを直接対象とした自殺予防教育の必要性への認識も高まっているため、中学校及び高等学校において、自殺予防教育に資する取組を推進するため、担当者を対象とした研修を実施

〔講義演習〕 ・「自殺予防と学校でできる自殺予防教育」 阪中 順子 氏（四天王寺学園小中学校カウンセラー）

(4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーは、悩みを抱えた児童生徒や保護者にどのような支援が必要であったのか、振り返りながらアプローチしていくことが大切である。

そのためには、SC 同士が行う事例検討会や他職種との情報交換が有効な研修になっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

スーパーバイザーの設置・・・無

(6) 課題

スクールカウンセラーの経験年数やそれぞれの得意分野等によって個々のスキルに差があり、多様化、複雑化する不登校やいじめ等、様々な課題に対して、学校と連携しながら対応できるスクールカウンセラーの資質向上が課題である。様々なケースに対応していくために、スクールカウンセラーのニーズを踏まえた研修を実施していく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】自傷行為や自殺念慮を持つ生徒に学校生活の安定を図った活用事例（①⑤⑦⑧⑨⑩）

○高等学校2年生女子（A生）

- ・中学校の時に心身の不調を訴え、学校を休みがちになった。自傷行為を繰り返し、自殺念慮を訴えていた。
 - ・児童精神科を受診し、発達障がい診断を受け、月1回通院して服薬を継続していた。
 - ・高校入学後、次第に友達とうまくいかないと言い、孤独感を訴えるようになった。学校を休みがちになり、学校に行かせようとする母と関係が悪化し、心身の調子が悪くなった。
 - ・A生は、担任を信頼しており、授業に出ない時は、担任と過ごす時間が長くなった。担任をサポートするため、他の教員が対応したが、A生の代わりに触れてしまいうまくいかなかった。
 - ・担任からSCに依頼があり、A生とカウンセリングを開始することになった。
 - ・A生は、家族との確執や学校の友人に馴染めないことをSCに話した。
 - ・SCは、発達障がいの特性であるこだわりや対人関係の苦手さを感じた。高校生らしい健康的な部分も見られるものの、自責傾向が強く、死についても言及していたので、自殺の防止も視野にいれ対応を図った。
 - ・SCが定期的に面談することで、A生の安定を図るとともに、学校と医療機関との連携を養護教諭を窓口にするようアドバイスを行った。徐々にA生がSCに思いを打ち明ける機会が増えた。
 - ・A生の調子が悪い時は、自ら担任に「SCと話したい」と訴えることもできるようになった。
 - ・気分が安定してきたことで、気の合う友達もでき、次第に授業に出席できる時間が増えた。
- <成果>
- ・専門的な視点のかかわりが、A生と保護者の心身の安定につながった。
 - ・保護者、A生了解のもと医療機関との橋渡しを行い、チームで支援する体制を整えた。

【事例2】子どもの背景を理解し情緒の安定を図った活用事例（②）

○中学校1年生女子（B生）

<小学校>

- ・B生は、クラスの女子間で起こるトラブルにほとんど関与し、女子内のボスの存在であった。
- ・B生は、授業妨害や暴言があり、その行為が他の女子にも広がり、担任はクラス運営に大変苦労していた。
- ・B生は、両親の別居による情緒不安定さもあって、頻繁に遅刻、欠席があった。
- ・SCは、B生と月2回のペースでカウンセリングを実施し、守られた空間や時間の中で、安心して自己表現する場を持てるようにした。

<中学校入学に際して>

- ・SCは、中学校での学習や部活動などについて、事前にB生と話し合い、中学校に対する期待感や意欲を高め、具体的で前向きなイメージを持って入学できるよう援助をおこなった。
- ・春休み中の小中連絡会議で、B生及び周囲の生徒について情報共有し、SCがB生の情緒的な課題とそれに応じた関わり方について助言をおこなった。

<中学校入学後の取り組み>

- ・SCは、中学校での不安や家族のこと等について月2回のペースでカウンセリングを継続した。
- ・箱庭や描画を用いた心理療法も行き、情緒的安定を試みた。
- ・担任だけでなく、学年主任や養護教諭、部活動顧問にもB生との関係づくりに留意し、積極的な声掛けをしてもらうよう働きかけた。

<成果>

- ・関わる教員が入学後早い段階からB生の言動の背景にあるものや家庭の状態を理解し、じっくりと関わることで、B生が教員を信頼することができ、学校が安心して過ごせる場所として捉えられるようになった。

【事例3】長野県教育委員会事務局に配置した臨床心理士を活用し自殺予防研修会を実施した事例（27年度）

〔日程〕

10:00	10:30	12:00	13:00	16:10	16:30
受付	開会 行政説明、演習	昼食	講義、模擬授業、グループ討議 質疑応答等（休憩含む）	アンケート記入 閉会	

〔研修内容〕

- ・状況説明 「自殺予防等について現状説明」
説明者：長野県教育委員会事務局心の支援課 担当者
- ・演習 学校生活における生徒との係わり ～教員のカウンセリングマインドを高める～
説明者：長野県教育委員会事務局心の支援課 臨床心理士
- ・講義、模擬授業 「自殺予防と学校でできる自殺予防教育」
講師：四天王寺学園小中学校 カウンセラー 阪中 順子 氏
- ・グループ討議

〔参加者〕県内中・高等学校の自殺予防教育担当者

〔概要〕

- ・全県の中学校、高等学校の教員を対象とした自殺予防教育の研修会を県教育委員会が主催した。
- ・阪中先生の講義に先立って、県教委担当者が、長野県における自殺の現状について説明。自殺予防教育は、喫緊の課題であることを確認した。
- ・長野県教育委員会事務局内に配置した臨床心理士が「教員のカウンセリングマインドを高める」というテーマで、日常生活で取り組むことができる自殺予防の視点を大事にした演習を行った。（90分間）

＜臨床心理士がおこなった演習のポイント＞

- ・自殺に追い込ませないために、教員が子どもの変化に気づくことが重要であること。
- ・日頃から教員が積極的に声をかけ、子どもとのコミュニケーションを大切にすること。（関係作り）
- ・子どもがSOSを出せる教員になるために、カウンセリングマインドに基づいた相談場面におけるポイント。
- ・実際の場面で生かせるように、参加者が2人1組で面談の演習をおこなった。

- ・自殺予防教育を先進的に取り組んでいる臨床心理士阪中順子先生が海外の取組、先進的な地域の取組についてポイントとなるキーワードを紹介したり、参加者がグループワークで意見を出し合い、理解を深めた。
- ・「10代の子どもは死へのイメージが希薄である」という調査報告もあった。
- ・研修後のアンケートでは、80%以上の参加者がよかったと感じた。アンケートからは、研修内容を教員間で共有し、教員自らが意識を高めること、演習、講義で得た知識を授業や日頃の関わりに還元していくという内容が多かった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果 <平成26年度>

- ・相談内容別件数 23,925件〔①不登校6,007件 ②友人関係2,898件 ③学習、進路2,730件〕
〔小学校7,788件 中学校14,295件 高等学校1,842件〕
- ・相談者内訳 10,559人〔①児童生徒4,240人 ②母親3,019人 ③教職員2,917人〕
〔小学校4374人 中学校5,129人 高等学校1,046人〕

(2) 今後の課題

- ・小学校の不登校が増加傾向にあるが、小学校への派遣時間が月1回4時間程度と、十分対応できているとはいえない。効果的なSCの配置について検討が必要である。
- ・スクールカウンセラーの居住地にばらつきあり、特に南信地区の郡部や過疎地に対応できるスクールカウンセラーが不足しているため人材確保が課題となっている。

岐阜県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・不登校やいじめ等の問題行動への対応に当たって、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るとともに、早期発見・早期対応、未然防止の取組を行うことで、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・県内全中学校を拠点校として、各中学校区にスクールカウンセラー等を配置し、校区の全ての小学校を対象校とした。市町村教育委員会の指導のもと、校区の小・中学校が相談して活用計画を立て、全ての学校においてスクールカウンセラー等が活用されるようにした。
- ・各中学校区を「重点校区」「配置校区」に分け、「重点校区」には、スクールカウンセラーに加えスクールカウンセラーに準ずる者（以下 スクール相談員）を配置した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数

小学校 : 371校（対象校配置・配置計画あり）

中学校 : 184校（拠点校配置）

○資格

①スクールカウンセラー

ア 臨床心理士 96人

イ 精神科医 0人

ウ 大学教授等 2人

②スクール相談員

ア 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 14人

イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 55人

ウ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

○勤務形態について

勤務時間 : 1回6時間

重点校区 : スクールカウンセラー 週1～2回 スクール相談員 週1回

配置校区 : スクールカウンセラー 週0.5～1回

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・「スクールカウンセラー等活用ハンドブック」を策定し、教育事務所、市町村教育委員会及び学校へ配布して活用を図っている。また、スクールカウンセラー、スクール相談員に対しても、合同研修会で周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・各小・中学校 教育相談主任
- ・スクールカウンセラー、スクール相談員

(2) 研修回数（頻度）

- ・年間2回（4月～5月、7～8月） 各教育事務所単位で開催

(3) 研修内容（主な内容）

○第1回

- ・スクールカウンセラー等活用事業の概要と事務手続について
- ・教育相談主任、スクールカウンセラー、スクール相談員の役割と心構えについて
- ・地区の現状と課題
- ・講話
- ・各中学校区別連絡会

○第2回

- ・スクールカウンセラー等活用事業の進捗、スクールソーシャルワーカーとの連携について
- ・地区の現状と課題
- ・講話、事例検討会、情報交流
- ・スクールカウンセラー、スクール相談員の効果的な活用に関わる研究討議
- ・各中学校区別連絡会

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・地区の現状と課題は、各地区における課題や今年度の取組の重点が明確になった。
- ・各中学校区別連絡会は、中学校区における現状や課題を共通理解し、具体的な取組の方向や見通しをもつために有効であった。
- ・スーパーバイザーによる講話は、より広い視野から教育相談について学ぶ機会となった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置

- ・県内6つの教育事務所に各1人配置

○活用方法

- ・スクールカウンセラー等研修会や新規のスクールカウンセラーが配置された学校への訪問等を通して地区全体の指導に当たる。

(6) 課題

- ・各校区の課題に合わせてスクールカウンセラーやスクール相談員を活用し、校内の教育相談体制の充実を図ることができるよう、研修の一層の充実を図る。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】関係者の心理的負担を軽減するための活用事例（①不登校 ⑦家庭環境 ⑧教職員との関係）

- ・ 中学校3年生。中学校2年生時に不登校となり、3年生進級後は、1学期始業式に顔を出しただけであった。
- ・ 不登校が長期化するに従って、両親の心理的負担が徐々に大きくなっていった。スクールカウンセラーは親子関係にも問題が生じていると見立て、5月から両親そろってカウンセリングを実施し、本人への効果的な対応や両親の心的負担軽減を図った。
- ・ 本人はゲームにのめり込むことで現実から逃避していたが、スクールカウンセラーが自宅まで通って本人との面談を行い、進路に希望をもつことができるように働きかけた。
- ・ 学級担任は対応に苦慮しており、家庭訪問に心的負担を感じている状態で、本人や家庭への働きかけがなかなかうまく進められなかった。スクールカウンセラーが助言や支援を行ったり、学級担任自身へのカウンセリングを実施したりしたことで、指導や支援を粘り強く続けていくことができた。
- ・ 当該生徒は、11月には学級に戻り、授業や学級活動に取り組めるようになった。学級担任も、スクールカウンセラーと連携を図りながら指導や支援を行った。その後、保護者とも相談しながら志望する高校を決め、受験。その結果、志望していた高校に合格し、本人、保護者ともに笑顔で入学式を迎えることができた。

【事例2】スクールカウンセラー等の中学校区への配置を生かすための活用事例（②小中連携）

- ・ 中学校区にある小学校3校の6年生児童の様子を観察する機会をもった。中学校の主幹教諭、小・中学校の教育相談主任と特別支援コーディネーター、中学校区に配置されたスクールカウンセラーが全ての小学校を訪問し、授業参観後、情報交換を行った。中学校区の小学校6年生全体的様子を共通理解するとともに、個々の様子についても知る貴重な機会となった。特に気になる児童については、情報交換の場でスクールカウンセラーに意見を求め、見立てに基づいて、中学校進学を見据えた支援について共通理解を図った。また、情報提供を行う際の書式についても検討され、スクールカウンセラーの意見も求めながら書式の作成を行った。
- ・ 週1回「親の会」を実施し、スクールカウンセラーあるいはスクール相談員も可能な範囲で参加するようにした。この会は、子どもが不登校、あるいは相談室登校をしている小・中学生の保護者が集まり、親同士のつながりをつくることで、親のメンタルヘルスを安定させることを目的として行った。参加者は、互いの悩みを共有しながら相談したり助言を受けたりすることができ、互いの情報や感情を共有しながら、スクールカウンセラーやスクール相談員との信頼関係を築くことができた。
- ・ スクールカウンセラーとスクール相談員の勤務日を掲載した中学校の教育相談通信を小学校にも配布し、校区の全ての小・中学校の保護者にスクールカウンセラー等の相談可能日について周知した。これにより、スクールカウンセラーが中学校に勤務する日に、小学生の子どもをもつ保護者が面談を希望する等、柔軟な対応が可能となった。

【事例3】教師の教育相談に関する技術を高めるための活用事例（①校内研修）

- ・ 「よりよい人間関係づくりのための教育相談」というテーマで、構成的グループエンカウンターを用いて、次のような内容で職員研修会を実施した。ワークそのものの具体的な方法と活用法について説明を聞いた後、職員は生徒になったつもりで体験した。

- ① 緊張をほぐす為の脱感作法
- ② 子どもの理解の為の心のアンテナ
- ③ 出会いとよい関係づくりのためのワーク
- ④ 自己への気づき（円環法の実施と解説）

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラー等の配置方法を見直し、平成26年度からスクールカウンセラーを中学校区配置とし、全小・中学校において活用できる体制を整えた。
平成25年度までの配置 → 平成26年度の配置
<小学校> 374校中 54校に配置 → 全ての中学校区(184校区)に配置
<中学校> 187校中187校に配置 → 全小・中学校で活用できる体制を整えた。
- ・配置方法の見直しにより、特に小学校において、スクールカウンセラー等への相談人数(延べ人数)が増加した。
<小学校> 平成25年度 4,022人 → 平成26年度 8,634人
- ・小・中学校ともに、不登校児童生徒の相談先のうち、「スクールカウンセラー、スクール相談員」の占める割合が増加した。
<小学校> 平成25年度 39.9% → 平成26年度 40.7%
<中学校> 平成25年度 42.4% → 平成26年度 45.7%
- ・特に中学校において、不登校生徒のうち「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」及び「指導中の生徒のうち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒」の割合がともに増加した。また、小学校においても、「指導中の児童のうち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童」の割合が増加した。
<小学校> 「好ましい変化が見られるようになった児童」
平成25年度 17.3% → 平成26年度 20.8%
<中学校> 「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」
平成25年度 29.7% → 平成26年度 34.0%
「好ましい変化が見られるようになった生徒」
平成25年度 15.3% → 平成26年度 16.9%
- ・中学校区に同じスクールカウンセラー等が配置されたことにより、小・中学校の一層の連携が図られた。情報交流の場を設定したり、合同研修会を開催したりする校区が見られ、小・中学校で切れ目のない支援につながった。

(2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラー等の勤務日が限られているため、児童生徒の問題の状況に応じて柔軟に対応することは難しい。活用回数の限られたスクールカウンセラー等の勤務時間をいかに有効活用するか、各校区の実情や実績、地域や保護者の期待等について分析した上で十分に話し合っ、各校への配置回数、勤務予定日などを決める等の工夫が必要である。
- ・不登校の多い学校では、スクールカウンセラー等は児童生徒や保護者へのカウンセリングに多くの時間を費やすことになり、未然防止の取組や予防教育に取り組むことは時間的に困難な状況にある。しかし、長期的な視野に立つと、未然防止の取組や予防教育に取り組むことも、不登校等の児童生徒数を減少させるために必要である。
- ・地域によって、スクールカウンセラー等の人材確保が難しい。

静岡県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、その専門性を生かし、学校における教育相談機能を高め、いじめや不登校など問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を図る。

（2）配置計画上の工夫

【小中学校】

小中学校9年間を見通した関わり方をするため、原則として中学校区ごとに一人のカウンセラーを配置し、中学校区内の対象小学校は、同じスクールカウンセラーが担当する（小中連携型）。

【高等学校】

拠点校15校に配置し、原則として、年間140時間のうち、重点巡回校（7校）が指定されている場合は20時間を充て、それ以外に40時間までを他の県立高等学校からの要請に応じた派遣に充てる（重篤な事故・事件の発生による県高校教育課からの要請を含む。）。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置校数 小学校：321校 中学校：172校 高等学校：22校

○資格

スクールカウンセラーについて

【小中学校】 ①臨床心理士 61人

【高等学校】 ①臨床心理士 14人

スクールカウンセラーに準ずる者について

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者

【小中学校】 80人

【高等学校】 4人

○勤務形態について

単独校 中学校 3校 (週1日・1回6時間)

高等学校 8校 (週1日・1回4時間)

拠点校 中学校 169校 (週1日・1回6時間)

高等学校 7校 (週1日・1回4時間)

対象校 小学校 321校 (月2日・1回4時間)

高等学校 7校 (週1日・1回4時間)

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

【小中学校】

- ・「スクールカウンセラーの効果的な活用 Q&A」を作成し、年度当初に全ての小中学校に配布し、周知を図る。

<主な内容>

「配置のねらい」「スクールカウンセラーの専門性」「スクールカウンセラーの業務」

「活用の留意点」「校内の教育相談体制の組織化」「相談室の運営」「スクールカウンセラーを活用した校内研修」「スクールカウンセラーを活用した小中連携」「関係機関との連携」「重篤な事故・事件発生時の緊急支援」「市町教育委員会の支援」等

- ・年度当初に、各市町教育委員会担当指導主事、各小中学校生徒指導担当教員、スクールカウンセラーを対象にスクールカウンセラー連絡協議会を実施し、「静岡県のスクールカウンセラー等活用事業のねらい」「市町教育委員会の弾力的な活用」「学校におけるスクールカウンセラーの効果的な活用」「学校におけるスクールカウンセラーの役割」等について説明し、共通理解を図る。

【高等学校】

「平成 26 年度静岡県立高等学校スクールカウンセラー派遣事業実施要領」を全県立高校に通知
(主な内容)

- 1 趣旨 2 実施内容（派遣方法等を含む。） 3 留意事項（緊急支援等を含む。）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

【小中学校】 全スクールカウンセラー

【高等学校】 実施していない

(2) 研修回数（頻度）

【小中学校】

- スクールカウンセラー等活用事業連絡協議会 静東地区、静西地区 各1回
- スキルアップ研修会 2回（任用1，2年目のスクールカウンセラー対象、希望参加者）
- スクールカウンセラー研修会 静東地区、静西地区 各1回

【高等学校】 実施していない

(3) 研修内容

【小中学校】

- スクールカウンセラー等活用事業連絡協議会

「静岡県のスクールカウンセラー等活用事業のねらい」「市町教育委員会の弾力的な活用」「学校におけるスクールカウンセラーの効果的な活用」「学校におけるスクールカウンセラーの役割」等について説明し、共通理解を図る。

- スキルアップ研修会

- ・学校におけるスクールカウンセラーの役割や学校職員との連携について
- ・学校における緊急対応について講義及び演習
- ・スクールカウンセラーが行う校内研修について
- ・スーパーバイザーによるグループスーパービジョン

- スクールカウンセラー研修会

- ・「学校がもつ安全配慮義務とスクールカウンセラーの役割」について講義
- ・スーパーバイザーによるグループスーパービジョン

【高等学校】 実施していない

(4) 特に効果のあった研修内容

【小中学校】

- ・年度当初に、市町教育委員会担当者、学校における生徒指導担当教員、スクールカウンセラーが顔を合わせ、本事業における共通理解を図ることができたことは大変有意義であった。
- ・重大事態発生時の緊急対応におけるカウンセラーの役割についての講義は、カウンセラーの専門性の向上に効果的であった。
- ・スーパーバイザーによるグループスーパービジョンは、困難な事例への対応や学校との連携方法に悩むスクールカウンセラーの悩みの解消に効果的であった。

【高等学校】 実施していない

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

【小中学校】

- SVの設置 4人

○活用方法

- ①年間4回のスクールカウンセラー活用事業検討会において、県担当指導主事とともに各研修会の内容等を検討し、本事業の推進について助言を得る。

②研修会において、スクールカウンセラーに対するグループスーパービジョンを行う。

【高等学校】 設置していない

(6) 課題

【小中学校】

○専門的知識が少ない、経験が浅い、学校職員との連携がうまくできないなどスクールカウンセラーによって技量に差がある。資質向上を図るために、効果的な研修を実施する必要がある。

【高等学校】 実施していない

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

小中学校

【事例1】母親に暴力行為を繰り返す児童の問題を他機関との協働で解決するための活用事例（⑦家庭環境 心身の健康・保健 ⑫その他（家庭内暴力））

小学校高学年男児の不登校について、学校から相談を受けた。母親と面談をする中で、男児が母親に対して日常的な暴力行為を行っており、母親も精神的に追い込まれている事実を確認した。母親との面談から、母親はかつて離婚した父親からも暴力行為を受けており、それを男児が日常的に見ていたということがわかった。男児との面談から、早急な母子分離の必要性を感じたため、学校を通じ、家庭児童相談所と警察と連絡を取った。しかし、諸事情により母子分離が不可能であったため、学校でのケース会議を開き、家庭児童相談所、警察、医療機関、市教育委員会と対応策を協議した。医療機関での治療が必要との判断から、男児本人と母親との関係を作りつつ、病院での治療の道筋を作ることができた。薬の服用により、徐々に暴力行為は収まっていった。

【事例2】精神疾患を患う子どもを医療機関につなげるための活用事例（②小中連携）

小学校から、最近小学6年生のある男児の態度や行動がおかしいと相談を受け、学校生活での行動観察や本人との面談を行った。座ってられないこと、特徴ある動きなどから、単なる発達障害ではなく、精神疾患の疑いがあると見立てた。母親との面談でその事実を伝え、病院での診断を勧めたが、母親はかたくなにそれを拒否した。小学校の卒業が迫ってきていたため、学級担任や養護教諭にその事実を相談し、中学校への引き継ぎを依頼した。カウンセラー自身も入学予定の中学校に配置されているため、入学前に中学校との情報交換を十分に行うことができた。中学校入学後、学年主任や担任が母親との良好な関係を築いたことで、4月当初、母親との面談が実施できた。面談の中で「夜中にたびたび家を飛び出す」「行方がわからなくなったが、近所の住民に見つけてもらった」などの事実が確認できたため、できるだけ早く医療機関での診察を受けた方がよいことを勧めた。これを機に母親が医療機関を受診させた結果、統合失調症との診断が出され、すぐに入院することになった。院内学級に進み、学習等の保障もされる状態になった。

【事例3】教員のカウンセリング能力向上のための活用事例（①校内研修）

研修内容について、担当教員と相談しながら「いじめへの対応」「子どもの虐待を見極める」など学校のニーズに合わせながら研修会を実施した。架空の事例を用いながら、どのような対応が望ましいのか、について、グループ協議を行い、対応について専門的な視点からスクールカウンセラーが助言した。また、研修会のはじめにストレスマネジメントを取り入れ、職員に紹介した。教員からは、「子どもの変化に気づくための新たな視点を学ぶことができた」という感想が聞かれた。

高等学校

【事例1】不登校生徒の問題をための活用事例（①不登校 ⑧教職員との関係）

不登校となった原因と責任が学校にあると訴える3年生生徒及びその保護者への対応に苦慮している事案について、学校はスクールカウンセラーに相談した。当該生徒は欠席が多く、2年次に医療機関の診察を受け、「ストレス性障害」と診断されたが、本人は薬による治療を拒否したこともあり、改善に至っていなかった。当該生徒及びその保護者は教員に対する不信感が強いため、主にスクールカウンセラーが窓口になって対応したが、その間、学校生活及び卒業後の進路を含めて管理職を中心に教員と十分に協議しながら当該生徒及びその保護者を支援した。結果、少しずつではあるが当該生徒に改善が見られるとともに保護者の理解も得られ、当該生徒は無事卒業することができた。

【4】成果と今後の課題

【小中学校】

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 静岡県では、これまで「中学校区ごとの配置」及び「配置時間の柔軟な運用」をめざし、市町教育委員会に依頼している。その結果、次のような成果があげられる。

- ・「学区のスクールカウンセラー」として、小中学校9年間を見通した関わり方をしている。
- ・小学校で関わったスクールカウンセラーが、中学校もいることは子どもや保護者の大きな安心感を与えている。
- ・定期的な連絡協議会や小中合同のケース会議等に参加することで、小中連携の推進や、年々増加している虐待等の問題についても早期に発見し、迅速な対応が図られている。

イ 小学校も中学校も8割以上の学校が、スクールカウンセラーの時間数の拡充を希望している。

ウ 不登校児童生徒のうち、指導の結果登校するまたは登校できるようになった児童生徒に特に効果があった学校の措置として、スクールカウンセラーの専門的な指導を挙げている学校の割合が国よりも高い。特に配置時数の多い中学校では、77パーセントと高い回答率である。

○スクールカウンセラー等の相談・助言件数の推移

年度	23年度		24年度		25年度		26年度	
相談・助言件数	93,335		91,855		90,980		91,985	
内訳	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒（相談）	7,707	20,594	7,988	18,565	8,963	19,357	8,906	18,538
保護者（相談）	11,542	11,644	12,266	11,807	11,877	12,161	12,751	11,299
教職員（助言）	17,351	24,497	17,172	24,057	16,343	22,279	18,575	21,916
計	36,600	56,735	37,426	54,429	37,183	53,797	40,232	51,753

○相談・助言内容（26年度）

	小学校1位	小学校2位	小学校3位	中学校1位	中学校2位	中学校3位
児童生徒	21% 友人関係	18% 家族関係	16% 学習・進路	18% 学習・進路	17% 友人関係	16% 家族関係
保護者	18% 発達上問題	16% 家族関係	14% 学習・進路	20% 不登校関係	17% 学習・進路	15% 家族関係
教職員	19% 発達上問題	18% 家族関係	14% 学習・進路	17% 家族関係	16% 不登校関係	17% 学習・進路

(2) 今後の課題

ア 平成25年度に比べて、小学校での「保護者」「教職員」の相談件数が増加している。問題行動、不登校、いじめ等の問題行動に早期対応するために、小学校への配置を拡充していく。

イ 問題行動等に適切に対応するため、今後も小中学校の実情に応じた市町教育委員会の弾力的な運用について依頼していく。

ウ スクールカウンセラーを活用した校内研修を全小中学校で実施し、教職員のカウンセリング能力の向上を図る。

エ 発達上の問題に関する相談件数が増加しているため、専門的な視点から適切な見立て、支援ができるよう、研修会を通じてスクールカウンセラーの資質向上を図る。

【高等学校】

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

県立高校においては、平成13年度から実施し、平成26年度は前年度から5校増員し、15校に配置した。その結果、年間の全相談件数が前年度の1314件から1992件（前年度比52%増）に増加した。そのうち保護者の相談が123件から240件（前年度比95%増）、生徒の相談が260件から881件（前年度比42%増）に増加するなど、悩みを持つ高校生やその保護者に対するきめ細かな相談体制が図られた。

(2) 今後の課題

生徒・保護者のニーズの増加、相談内容の複雑化という現状を踏まえ、派遣可能な体制を今後も更に充実させる必要がある。

愛知県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の児童生徒の対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の相談機能の充実を図ることが重要である。このため、学校教育相談体制を充実させるために、児童生徒の心の問題等に関して高度な専門的知識・経験のあるスクールカウンセラーを、市町村教育委員会に派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言等を行っている。

（2）配置計画上の工夫

小学校・高等学校は拠点校方式、中学校は単独で全校に配置するとともに、スクールカウンセラーのスーパーバイザーを県総合教育センターに5名配置し、相談活動の充実を図っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○ 配置人数

小学校	: 189校
中学校	: 307校
高等学校	: 30校
教育委員会等	: 3箇所

○ 資格の記入について

臨床心理士 349人

○ スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 19人

○ 勤務形態について

中学校 年40週または35週、1週当たり4時間、5時間、6時間、7時間

[全校配置307校]

小学校 年35週、1週当たり4時間、6時間

[拠点校189校に配置し、1拠点校当たり近隣の小学校4校程度を担当する。]

高等学校 年40週、1週当たり7時間

[拠点校（県立高等学校30校）に配置]

県総合教育センター 年40週、1週当たり7時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールカウンセラーには、高度な専門性ととも、日常児童生徒に接する教職員とは立場が異なることから学校関係者ではないいわば「外部性」がある。このようなスクールカウンセラーを、校内のスタッフの一人として位置付けることで、児童生徒、教職員・保護者のいずれの立場からも相談しやすい体制をつくれるという利点がある。また、スクールカウンセラーが、保護者と教職員の間で、架け橋的存在として、児童生徒や保護者の希望があれば仲介者の役割を果たすこともできる。これらのことから、学校の教育相談体制において、スクールカウンセラーの役割として、次の2点を期待している。

- 「心の専門家」として、児童、生徒、保護者、教職員に対し、相談（カウンセリング）や評価・見立て（アセスメント）、専門家による指導・助言を含めた協議（コンサルテーション）等を行うこと
- 情報交換や指導方法について、会議（カンファレンス）を行うこと

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

小・中・高等学校スクールカウンセラー
小・中・高等学校スクールカウンセラー担当教員

(2) 研修回数（頻度）

小・中学校・・・年2回
高等学校・・・年1回

(3) 研修内容

スクールカウンセラー設置事業実施についての説明
スーパーバイザーによる講話
グループ別協議及び情報交換

- ・未然防止に向けた取組と課題について
- ・スクールカウンセラーを交えた学校の教育相談体制の充実について
- ・学校間の情報交換及び支援の連携について

(4) 特に効果のあった研修内容

グループ別協議及び情報交換

それぞれの学校での取組について情報交換し、その成果や課題などについて協議することで、スクールカウンセラー担当教員とスクールカウンセラーが学校における教育相談体制の充実にむけて考える機会となった

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置

平成24年度から愛知県総合教育センターにスーパーバイザーを配置している。平成26年度は、5名を配置している。

○活用方法

重篤かつ緊急な事案に対応したり、学校での勤務経験の浅いスクールカウンセラーへの巡回指導を行ったりすることで、相談体制の充実やスクールカウンセラーの資質向上を図る。

また、スーパーバイザーによる指導が必要であると判断した場合には、勤務経験年数に関わらず、巡回の対象としている。

(6) 課題

- スクールカウンセラーの配置を拡充したことにより、経験の浅いスクールカウンセラーが増えてきている。そのような経験の浅いスクールカウンセラーに対しての研修が必要であるが、相談時間の確保が優先され、十分な研修の時間がとれない。
- 研修に参加するための旅費が十分に確保できておらず、積極的な研修参加を推進できない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（①⑤⑦）

1 相談対象者の状況

小学校1年夏休み前に同学級の男子から嫌がらせを受け、母親がショックを受ける。このことが関係しているかどうか分からないが、1年3学期から登校しぶりが始まる。

母子がお互いに依存しており、一心同体である。本人が不安なときは母親も不安で、母親の不安も本人は敏感に感じている。母親は精神的に弱いところがあり、感情で衝動的に行動する傾向があるので、学校に相談できる人がいることが必要である。児童は、学校生活や友だちに対する不安や警戒心が強い傾向にあり、外部機関でケアしてもらうことも視野に入れる。

2 スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーの助言に基づいて、学校ができる支援体制（別室を利用できること、遅刻して登校してもよいこと、母親も別室で過ごしてよいこと、給食を別室で食べてもよいこと、勉強面は、養護教諭または支援員で手があけば見てもらえることなど）を母親に伝え、本人または母親に選択させるようにして、欠席が続かないよう支援した。

登校できたときは、本人の意志を尊重しながら一度は担任と顔を合わせるようにし、担任もできかぎり別室をのぞくようにした。

スモールステップを心がけ、できたことを認め、継続していくようにした。できたからといって、次から次へと進んでいくと不安を感じてしまうおそれがあり、無理強いをさせると逆効果になってしまうので、学校としては、本人が決めたことを支援していくという形をとった。

スクールカウンセラーが勤務日に母親との相談を実施した。母親の話聞き、不安やストレスを軽減させるとともに、本人への支援として外部機関（児童相談所）を紹介した。児童相談所にも月1回通い、面談と発達検査を実施した。児童相談所とも連携して相談活動を進めた。

スクールカウンセラーから保護者に対して以下のような助言をした。

- ・2年の間は別室で過ごすつもりで焦らず対応する。
- ・母子で落ち込まないように、本人の話聞き流すことも必要であるし、母親の不安や心配はスクールカウンセラーや先生たちに話す。
- ・本人が不安や恐怖をことばに出して言うのは、自分を客観的に見ることができるようになった、という成長としてとらえることができる。

3 成果

登下校も授業も他の児童と同じようにできるようになった。しかし、給食だけは不安が大きく、給食時に母親が来校して別室で食べている。11月からは、本人が目標を立て月に数回のみ教室で給食を食べている。途中まで養護教諭が付き添って食べているが、教室では食べているふりをしており、ほとんど食べられていない。この点については、時間をかけて支援していくことを母親、学校、スクールカウンセラーで共通理解をしている。

【事例2】発達障害、いじめ問題改善のための活用事例（①②⑦）

1 相談対象者の状況

中学2の3学期に対人トラブルや集中力がないことなどでその母親が苦慮していた。具体的には、対人関係でトラブルの原因にされたり、身体的な特徴をからかわれたりすることなどがあった。

学習面では、集中力や注意力がないことから、学力に結びつかないことが多かった。

母親との面接において、生育歴上も気になる点があり、日常生活でもこだわりがあることなどから、発達の問題が関与していることが疑われたため、知能検査によるアセスメントが必要であった。

母親自身にも、気になる特性が感じられ、子供への関わり方に不適切さがあったので、母親も自身の問題に向き合う必要があった。

2 スクールカウンセラーの活用

外部機関で知能検査を受けることを勧め、校内では、スクールカウンセラー・担任・スクールカウンセラー担当者・養護教諭が連携して課題を共有した上で、対応した。

スクールカウンセラーと関係教員で、知能検査の数値面の結果のみならず、回答内容の特徴までも共有し、学習面や生活面での支援の課題を明確にして対応した。

スクールカウンセラーが、母親との相談において、子供の特性を捉えることの大切さを説明し、知能検査を受けることを勧めたところ、母親は、受けさせたいと前向きに受け入れた。また、その後の相談においては、知能検査に表れている特性や医療的な診断・発達障害の本質・薬の効果と副作用などについて理解が深まるような内容を扱い、母親はそれを子供の対応に活かしていった。

3 成果

対人トラブルや学習上の問題がなぜ生じるかについて、母親と関係教員の理解が深まり、いじめ・学習面・生活面での適切な対応がなされた。

関係教員や母親が、課題を共有したにことにより、子供を褒める機会が増え、生徒には落ち着きが見られ、自信が持てるようになった。

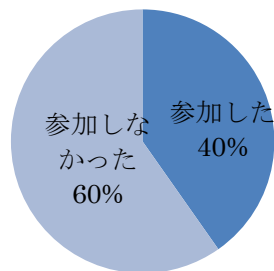
学校内においては、スクールカウンセラーと関係教師で、コンサルテーションを繰り返すことにより、発達障害や、気になる特性をもった生徒への理解が深まり、対応力が上がった。

進路決定に関しては、家庭で生徒が納得のいく話し合いができ、学校での学習成果も上がり、希望する高校への入学が決定した。

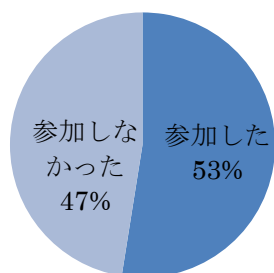
【事例3】学校教育相談体制の確立のための活用事例（①）

- スクールカウンセラーが巡回や相談、アンケートの読み取り等で有している個別の情報を、担任や学校の教職員が有している日常の情報と結びつけていくことで、より有意な子ども理解が可能となった。
- スクールカウンセラーの勤務に合わせて、各種会議（職員会議・学年会・不登校対策会議・生徒指導部会等）の日程を調整し、スクールカウンセラーが参加できるようにしている。
- 学校保健委員会など、保護者が出席する会合へスクールカウンセラーも参加するようにしている。
- 「適応指導部会」という名前で、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラー、教育相談担当が集まり、不登校傾向の子どもについて情報交換している。
- 事例研究会などにSCが参加することで、教師とスクールカウンセラーの関係が強化された。
- スクールカウンセラーの専門性が生かせる研修会を実施し、教員研修と連携強化を進めることができた。
- 情報交換の時間と場（サポート会議・子どもを語る会など）を決めておき、不登校関係の共通理解をしている。
- スクールカウンセラーが学校保健委員会の講師をする。
- スクールカウンセラーが夏休みの現職研修で職員に対して講話を実施する。
- Q-U、生活アンケートの結果をスクールカウンセラーにも見てもらい、コンサルテーションを行う。
- 保健学習でスクールカウンセラーのアドバイス文を紹介する。

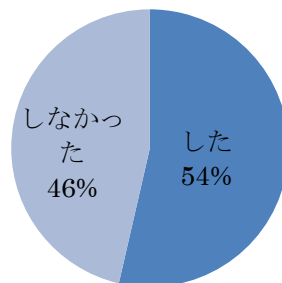
校内いじめ・不登校対策委員会への参加



校内研修会・事例検討会・講習会等への参加



医療機関等、外部機関との連携



【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・ 平成26年度の1校あたりの相談件数は中学校で213件、小学校では202件あり、いずれも25年度より若干減少した。
- ・ 減少した多くは、教員からの相談であり、児童生徒、保護者からの相談件数は増えている。特に小学校の保護者の相談件数が増えている。
- ・ 相談内容については、中学校では不登校にかかわる相談が増加し、いじめについての相談が減少している。不登校の悩みについて積極的にスクールカウンセラーに相談するケースが多かったと考えられる。
- ・ 早い段階から相談活動をすることによって、問題解決が図れるよう、積極的な取り組みをしていくことが大切である。いじめについては、相談件数は減ったが、今後も相談活動をするのが問題を解決する一助となるよう、有効な働きかけを進めていく必要がある。
- ・ 小学校では、心身の発達や家庭の問題の相談件数が多いのが特徴として挙げられる。児童の不安を取り除くだけでなく、保護者の不安を取り除くためにも活用されていると考えられる。
- ・ 下の表にあるように、不登校に関する項目については、スクールカウンセラーに悩みを相談することにより、児童生徒、保護者の心が安定し、不登校の状態が深刻になる前に改善したことがわかる。
- ・ 2(1)のK、L、Mの項目については、本年度学校体制で重点的に取り組むべき内容であり、各学校で積極的な取り組みをすることが大切である。
- ・ 情報交換をすることにより、各学校の成果や課題を分析して、引き続き不登校児童生徒が相談できる体制づくりを目指すことが大切である。
- ・ 各学校において、スクールカウンセラーの力がより効果的に生かせるよう、積極的な取り組みが求められる。
- ・ 高等学校においても、相談件数前年度に比べ増加している。相談内容については、発達の問題に関する内容が増加した。また、不登校については、スクールカウンセラーに相談した生徒及び保護者は211人で、カウンセリングを受けて204人(96.7%)の生徒について、状況が改善している。

スクールカウンセラー設置事業の実績

1 平成25・26年度相談活動の状況

【中学校】

<相談者別件数>

	生徒	保護者	生徒と保護者	教員	合計	学校数	1校あたりの相談件数
平成26年度	17,172 26.22%	12,204 18.63%	1,824 2.78%	34,295 52.36%	65,495 100%	307校	213件
平成25年度	17,846 26.17%	12,440 18.25%	1,789 2.62%	36,105 52.96%	68,180 100%	307校	222件

<相談内容別件数>

	不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	非行・怠学	その他	合計
平成26年度	28,496 43.51%	423 0.65%	6,320 9.65%	5,722 8.74%	10,335 15.78%	1,165 1.78%	13,034 19.90%	65,495 100%
平成25年度	28,303 41.51%	557 0.82%	6,317 9.27%	5,817 8.53%	11,572 16.97%	1,404 2.06%	14,210 20.84%	68,180 100%

【小学校】

<相談者別件数>

	児童	保護者	児童と保護者	教員	合計	拠点校	1拠点校あたりの相談件数
平成26年度	8,108 21.20%	9,770 25.54%	1,040 2.72%	19,329 50.54%	38,247 100%	189校	202件
平成25年度	8,346 22.07%	9,034 23.89%	1,128 2.98%	19,303 51.05%	37,811 100%	181校	209件

<相談内容別件数>

	不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	非行・怠学	その他	合計
平成26年度	5,105 13.35%	318 0.83%	4,355 11.39%	4,602 12.03%	15,583 40.74%	245 0.64%	8,039 21.02%	38,247 100%
平成25年度	5,975 15.80%	512 1.35%	3,697 9.78%	4,270 11.29%	14,552 38.49%	317 0.84%	8,488 22.45%	37,811 100%

2 スクールカウンセラーの活用実績

(1) 「スクールカウンセラーが関わり、成果としてあげられること」として回答した学校の割合

項目	中学校		小学校	
	H26	H25	H26	H25
A 不登校の児童生徒が、別室登校等よい方向に変化した。	69.1%	71.3%	42.9%	38.1%
B 不登校児童生徒の保護者の心が安定してきた。	81.1%	83.4%	62.4%	54.7%
C 登校しぶりの児童生徒が、登校できるようになってきた。	60.6%	58.6%	56.1%	56.4%
D 登校しぶり児童生徒の保護者の心が安定してきた。	65.1%	69.4%	71.4%	70.2%
E いじめに関わった児童生徒の心が安定してきた。	13.7%	16.3%	16.9%	16.6%
F いじめに関わった児童生徒の保護者の心が安定してきた。	11.1%	9.4%	19.6%	14.9%
G 心身の発達について相談があった児童生徒の心が安定してきた。	73.0%	73.6%	92.6%	85.6%
H 心身の発達について相談があった児童生徒の保護者の心が安定してきた。	69.7%	73.9%	97.4%	94.5%
I 友人関係で悩んでいる児童生徒の心が安定してきた。	74.9%	79.2%	72.0%	72.9%
J 友人関係で悩んでいる児童生徒の保護者の心が安定してきた。	35.8%	41.4%	59.8%	53.6%
K 教員のカウンセリングマインドを高めることができた。	72.0%	70.4%	74.6%	73.5%
L スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた。	73.6%	73.0%	82.0%	82.9%
M 学校体制で相談活動ができるようになった。	65.1%	68.4%	74.6%	70.2%

調査対象校数 307校 307校 189校 181校

(2) スクールカウンセラーに相談した不登校児童生徒のうち、「よい方向に変化した」人数

※ 相談した不登校児童生徒数の割合は、不登校児童生徒数に対する割合
他の割合は、「相談した不登校児童生徒数」に対する割合

【中学校】

	相談した 不登校 生徒数	左のうち、よい方向に変化した生徒数				合計
		完全に 復帰	欠席数 減少	別室登校	その他	
平成26年度	1,436	57	232	289	210	788
	29.6%	4.0%	16.2%	20.1%	14.6%	54.9%
平成25年度	1,474	66	267	293	214	840
	31.7%	4.5%	18.1%	19.9%	14.5%	57.0%

【小学校】

	相談した 不登校 児童数	左のうち、よい方向に変化した児童数				合計
		完全に 復帰	欠席数 減少	別室登校	その他	
平成26年度	311	22	67	41	40	170
	31.2%	7.1%	21.5%	13.2%	12.9%	54.7%
平成25年度	322	31	55	36	47	169
	34.4%	9.6%	17.1%	11.2%	14.6%	52.5%

【高等学校】

<相談者別件数>

	生徒	保護者	生徒と 保護者	教員	その他	合計	SC数	SC 1人あたりの 相談件数
平成26年度	4,673	1,173	207	2,130	31	8,214	30人	274件
	56.89%	14.28%	2.52%	25.93%	0.38%	100%		
平成25年度	4,287	1,087	270	2,228	39	7,911	30人	264件
	54.19%	13.74%	3.41%	28.16%	0.05%	100%		

<相談内容別件数>

	学校 不適応	いじめ	友人 問題	発達の 問題	家庭・家 族の問題	その他	合計
平成26年度	1,539	59	1,039	1,124	1,314	3,139	8,214
	18.74%	0.68%	12.65%	13.68%	16.00%	38.21%	100%
平成25年度	1,558	82	1,014	851	1,355	3,051	7,911
	19.69%	1.04%	12.82%	10.76%	17.13%	38.57%	100%

<スクールカウンセラー設置校における不登校生徒の相談状況>

	不登校生徒数	スクールカウンセラーに相談した生徒・保護者		復帰率
			うち状況が改善した生徒数	
平成26年度	824人	211人	204人	96.7%
平成25年度	1,123人	207人	164人	79.2%

(2) 今後の課題

各小・中学校でのスクールカウンセラーの活用により、不登校児童生徒が別室登校できるようになったり、登校しぶりの児童生徒が登校できるようになったりする等、本事業の成果が表れている。

しかし、本県の不登校出現率は依然として憂慮すべき状況である。また、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止に関する校内組織において、心理の専門的な知識をもつスクールカウンセラーが参加することなど、児童生徒の心の安定に係るスクールカウンセラーのニーズも多様化している。未然防止、早期発見・早期対応に重点をおいて本事業を進めていくためには、児童生徒・保護者への丁寧な相談活動と学校の教育相談活動の充実が大切であり、1日6時間×35週の年間210時間を基準とした相談時間数の堅持が求められる。

相談の時間で勤務時間が一杯になっており、教員との情報交換や報告が十分にできない状況である。

また、スクールカウンセラーを交えた学校の相談体制の充実や小中学校の連携などもなかなか進まない状況である。

経験の少ないスクールカウンセラーに対してスーパーバイザーによる巡回指導を実施しているが、年間1回から2回の巡回指導で時間も限られており、なかなか資質向上につながらない。

高等学校においては、リストカットや自殺願望等、命に関わる重篤な事案が少なくない中、経験豊富なスーパーバイザーが緊急支援を行うなどして、命をつないだ例も見られた。支援した学校からは、心の専門家としてスクールカウンセラーがかかわることにより、重篤な生徒への具体的な対応方法や保護者へのアプローチの仕方などについてスクールカウンセラーが教員へアドバイスをすることにより、日ごろから教員がより適切に対応や指導ができるようになっている。

ただし、高まりに見合うだけの相談時間数が確保できておらず、また、重篤な事案への対応を最優先することにより、継続的な支援が必要な生徒への対応が不十分になる恐れもある。本事業全体における十分な予算確保が望まれる。

三重県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・ スクールカウンセラーの配置を通して、いじめや不登校など、子どもの心の在り方と深いかかわりがある問題に対応できる学校カウンセリング体制を構築し、子どもの健全な心の育成を図る。
- ・ 中学校区に同じスクールカウンセラーを配置することにより、小中連携のもと、途切れのない支援を行うとともに、スクールカウンセラーの専門性を活用することにより、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校など、児童生徒を取り巻くさまざまな課題に対して、未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- ・ 児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動、不登校の背景には、心理的、環境的な原因等、さまざまな要因が考えられることから、状況に応じて、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携を密にして、効果的なチーム支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 児童生徒の学びを保障するための環境づくりを推進していくため、中学校区を1単位としてスクールカウンセラーを配置する。このことにより、小中学校間の途切れのない支援や福祉等関係機関との連携を進め、教育相談体制の充実・活性化を図ることで、児童生徒が安心して学べる環境づくりをめざす。
- ・ スクールカウンセラーが小中間のパイプ役となり、丁寧な引継ぎや入学後のケアを行うことにより、中学校1年生での増加率が高い不登校や中1ギャップと言われる問題行動等の減少を図る。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

<配置校数>

- ・ 小学校 : 320校
- ・ 中学校 : 158校
- ・ 高等学校 : 36校
- ・ 教育委員会等 : 1箇所（スーパーバイザー）

<資格>

○スクールカウンセラー

- ・ 臨床心理士 75人
- ・ 大学教授等 2人

○スクールカウンセラーに準ずる者

- ・ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 11人
- ・ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 31人

<主な勤務形態>

- ・ 単独校配置
中学校 21校 (6時間×30週)
小学校 12校 (5時間×30週)
高等学校 36校 (5時間×30週)
- ・ 拠点校配置
中学校区 137中学校区 (7時間×30週)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

<みえ県民力ビジョン>

○ 学力の向上

- ・ いじめ、暴力行為等の問題行動に対して、専門家の活用や各関係機関との連携・協力を進め、安心して学べる学級・学校づくりを推進します。

<三重県教育ビジョン>

◇ いじめや暴力を許さない子どもたちの育成

○ いじめや暴力行為等の早期発見、早期対応

- ・ 生徒指導上の課題を抱える学校に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「危機支援チーム(三重版C S T)」を派遣するなど、いじめ等問題行動に対する適切な対応を支援します。

○ 教育相談体制の充実

- ・ 学校において、スクールカウンセラー等の専門家を含めた教育相談体制を確立できるよう、教育相談担当者をはじめとする全ての教職員が、人格的な資質と実践的な知識・技術の両方を高めることのできる研修機会を充実します。

◇ 居心地の良い集団づくり(不登校児童生徒への支援)

○ 教育相談体制の充実と関係機関の連携強化

- ・ 教育相談体制の専門性を強化するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を勧め、スクールソーシャルワーカーを中心に関係機関が連携する支援の形を目指します。

○ 学校内外の教育相談体制の充実

- ・ スクールカウンセラー等の効果的な活用を図るとともに、教職員の教育相談に関する資質向上を支援することで、学校内の教育相談体制を充実させます。
- ・ 不登校児童生徒の支援には、幅広い視点と状況等の正確な把握が必要であることから、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を有効に活用します。また、活動から得られた成果等を広く情報提供していきます。

○ 不登校児童生徒への支援

- ・ 不登校児童生徒の社会的自律について多様な支援ができるよう、学校と教育支援センターの連携、スクールカウンセラー等の活用を支援するとともに、関係機関との連携を進めます。

【周知方法】

- ・ ホームページへの公開等

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

新規任用スクールカウンセラー対象（第1回）、全スクールカウンセラー対象（第2、3回）

(2) 研修回数（頻度）

計3回

(3) 研修内容

○第1回研修会

講義1 「スクールカウンセラーに求められるもの」

（講師）三重県スクールカウンセラースーパーバイザー

講義2 「スクールカウンセラーの役割と具体的な取組」

（講師）三重県スクールカウンセラー

○第2回研修会

講義1 「学校における人権教育」

（講師）三重県教育委員会事務局人権教育監

講義2 「学級経営アセスメントをスクールカウンセラーの視点から分析する」

（講師）大阪教育大学 水野 治久教授

○第3回研修会

講義1 「中学校区における教育相談体制の充実について」

（講師）三重県スクールカウンセラー

講義2 「不登校や問題行動への効果的なSCの取組について～未然防止、早期対応を視野に入れて～」

（講師）同志社女子大学 中川 美保子 特任教授

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 児童生徒の実態を把握するための学級満足度調査等の取組に、スクールカウンセラーが専門的な視点から担任や養護教諭等と連携し取り組んでいくことの可能性について学ぶことができた。
- ・ 中学校区で活躍するスクールカウンセラーの先進的な取組についての報告（中学校区における教育相談体制の充実）は、今後の効果的な取組への参考になったと好評であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ **SVの設置** 有（1名）
- ・ **活用方法** 県教育委員会事務局に配置し、スクールカウンセラーの要請に応じたスーパーバイズを行うとともに、緊急事態が生じた際の対応等

(6) 課題

- ・ スクールカウンセラーに求められる学校現場のニーズに応じた講師の選定
- ・ 全スクールカウンセラーが参加できる日程調整や回数の確保等
- ・ 経験年数等がさまざまであるため、研修内容の選定が困難

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】問題行動等へのチーム支援に係る活用事例（①、③、④、⑥、⑦）

(状況) 暴力行為や不登校等の課題の多いA中学校において、中学校区に配置されているSCが、小学校から暴力行為等の問題行動があった3年生の生徒の面談を行い、母親が失職していることや父親の暴力が、当該生徒の行動に影響を及ぼしているのではないかと校長に報告し、地域の教育委員会を通じて、県教委にSSWの派遣要請を行った。SCは、当該生徒の兄弟が在籍する小学校配置でもあったため、小中学校間でケース会議を行い、情報共有や支援の方向性について話し合った。また、SSWは、当該生徒への支援を窓口にして、学校体制の見直しと関係機関との連携体制の構築に努めた。

(対応と経過) 多くの課題を抱えている学校であったため、SSWが中心となり、校内又は中学校区の連携会議等において、学校体制の見直しを行うとともに、暴力行為等を行う生徒に対しては、生徒指導特別指導員（警察OB等）と連携した取組を行った。また、中学校区配置のSCが窓口となり、常に情報共有を行うとともに、児童相談所や地域の福祉機関との連携のもと、ケース会議を繰り返し、それぞれの役割を確認しながら支援を行った。

(結果)

- ・中学校区配置のSCが窓口となり、SSW及び生徒指導特別指導員が常に情報共有を行うとともに、SSWがコーディネーターとなり、小中学校、関係機関、地域の教育委員会や相談員等が、定期的な連携会議等を通して、不登校傾向の児童生徒についての情報交換を行うことにより、早い段階で本人やその背景にある家庭等への支援が可能になり、状況の好転につながった。
- ・SCの情報をもとに、SSWの働きかけで地域の福祉機関と連携し、失職した母親の就労支援を行うとともに、児童相談所との連携のもと、父親への指導を行いながら、当該生徒への心のケアをSCが行うことにより、暴力行為が減少した。

【事例2】家庭環境の問題対応のためのスクールカウンセラーの活用事例（①、②）

(状況) 高校2年生の生徒は、不登校傾向で、将来の進路についての不安を配置のスクールカウンセラー（以下、SC）に相談した。相談を受けたSCから、当該生徒の不安の背景には、家庭的な問題（貧困等）があるのではないかという報告を受けた校長は、県教委へSSWの派遣を要請した。当該生徒は、一人親家庭で、母親が日本国籍でないなどの理由から、住居等の様々な手続きが滞っている状態であった。当該生徒の家庭を地域資源につなぐため、SSWが、関係機関との調整役を担い、SCと連携した取組を進めた。

(対応と経過) SCが、当該生徒やその保護者へのそれぞれの関わり、SSWがコーディネート役を担いつつ、学校（管理職、担任、養護教諭を中心に）、地域の民生委員や地域の福祉機関についての情報共有を行ったり、今後の支援の在り方について協議したりするケース会議を定期的に行った。

(結果)

- ・当該生徒の生活を地域で支えてもらえる民生委員や地域の福祉機関との連携のもと、家庭を支援する体制を整えることができ、当該生徒の不安を軽減することにつながり、自らの進路選択に意欲を持って取り組むことができた。
- ・SSWがパイプ役となり、関係機関との連携のもと、両親の離婚後に滞っていた様々な手続きを進めることにより、経済的にも安定した。

【事例3】中学校区における「こころの授業」（②）

(取組内容)

- ・中学校区配置のSCとして、小学校から中学校への途切れのない支援の一環として、中学校入学前の小学校6年生の児童に対して、小学校担任との連携のもと、「こころの授業～思春期の心とつき合うコツ」を行

った。

- ・ 中学校生徒の自己肯定感、自己有用感を育むために、学年部の教員との連携のもと、「おでかけ・ピアサポート」の取組を行った。

(成果)

- ・ 「こころの授業」の実施前の児童へのアンケートでは、「勉強や人間関係が不安」との声が多くあったが、授業後のアンケートでは、「中学校に行くことが不安だったけど、話を聞いて楽しみになった」「中学校にも相談するところがあって、悩み事がある時も、話を聞いてもらえるので安心した」等の意見が多く伺えた。
- ・ 「おでかけ・ピアサポート」の取組を通して、「どうしたら話が伝わりやすいか」等、友人同士の付き合い方に関連付けて考えたり、生徒自身が「役に立つ」経験を通して、人をサポートすること、互いにサポートし合えることの喜びを感じたりすることができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 先進的にSCを中学校区配置した地域における不登校児童生徒等の減少
 - ・ 特に中学校1年生(中1ギャップ)での不登校生徒の増加割合の減少
- SCが関わって好ましい変化がみられた児童生徒数(平成26年度)
 - ・ 全小中学校: 3,992人(59.9%) 高等学校: 576人(60.8%)
- SCへの相談件数
 - ・ 全小中高等学校 平成24年度40,469件→平成26年度49,267件
- 児童生徒の支援のために行った取組(平成26年度)
 - ・ ケース会議や研修会等 小中学校及び高等学校 1,693回
 - ・ 教育プログラム(授業等への参加) 小中学校及び高等学校 1,213回
- 教育相談体制の充実
 - ・ 中学校区での事例検討やケース会議及び、研修会の開催
 - ・ 中学校区における児童生徒の情報共有による途切れのない支援
 - ・ 中学校区での担当時間の弾力的・効果的な時間の活用
- 小中学校の連携の強化
 - ・ 支援の必要な児童生徒や兄弟姉妹関係の情報共有による効果的な支援、不登校等の未然防止、早期発見・早期対応、保護者への安心感の創出。
 - ・ 小中学校接続時の引き継ぎ等への支援により、中学校1年生の受け入れ準備が可能
 - ・ スクールカウンセラーが中学校への架け橋的役割となり、6年生児童の中学校進学への不安の緩和
- 専門性の活用
 - ・ 中学校区での合同研修会の実施による児童生徒理解の共通認識
 - ・ 中学校区不登校対策委員会での情報共有による家庭訪問、適切な声掛け等、適切な声掛け。
 - ・ 小学校段階からの早期対応、未然防止による不登校への対応。

(2) 今後の課題

- 中学校区としての成果と課題の共有化を図り、小学校段階からスクールカウンセラーの効果的な活用を図ることにより、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図る。

- 小中学校間の丁寧な引き継ぎや新入生への意図的な面談等の取組を行うなど、小学校から中学校へのよりスムーズな接続を目ざし、中1ギャップ等への対応を図るため、中学校区としての教育相談体制のさらなる充実を図る。
- 児童生徒の不登校や問題行動等の背景には、心理的、環境的な様々な要因が考えられることから、状況に応じて、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携を密にして、効果的なチーム支援ができるように努める。

滋賀県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校等児童生徒やいじめをはじめとする問題行動等の対応にあたっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることがきわめて重要になっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー（以下「SC」）を公立小学校・中学校、県立中学校・高等学校等に派遣し、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決に資する。

（2）配置計画上の工夫

原則として、全ての公立小学校・中学校および県立中学校・高等学校に派遣する。

中学校は、配置されたSCを域内の小学校に派遣して、小中連携に努める。

その他、緊急事案の対応等では、スクールカウンセラースーパーバイザー（以下「SV」）を中心に当該校に緊急派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

ア. 配置校数

小学校	: 226校
中学校	: 100校
中等教育学校	: 0校
高等学校	: 49校 ※県立の中高一貫校を含む
特別支援学校	: 0校
教育委員会等	: 0箇所

イ. 資格

SCについて

- ①臨床心理士 75人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人

SCに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 2人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

ウ. 勤務形態について

単独校	46高等学校	重点校9校（週1～2日・1回3時間程度）
		一般校37校（週1日・1回3時間程度）

※中高一貫校3校は中学校と高等学校あわせて時間を配分し、中学校で計上している。

拠点校 100 中学校	}	モデル校4校（週5日・1回5時間程度）
小中連携校8校（週3日・1回3時間程度）		
対象校 226 小学校	}	一般校（隔週1日・1回3時間程度～週2日・1回3時間程度）
		※中学校の一般校は生徒数や課題等を考慮して配置時間を決定
		対象校：中学校から域内の小学校へ派遣（年6時間～40時間） ※小中連携校は一般校より多く小学校にSCを派遣

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

指針（ビジョン）というような端的にまとめたものではないが、年度ごとにSC等活用事業実施要項を策定し、SCの勤務形態や職務内容、事業の推進体制等について教育委員会の方針を示している。また、年度初めのSC等連絡協議会において、活用事業実施要項や、特に取り組んでほしい内容や留意点等をまとめた資料をSCや担当教員に配付して啓発し、周知を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

全スクールカウンセラー（SC）、各校スクールカウンセラー担当教員（コーディネーター）

（2）研修回数（頻度）

SCは年3回、SC担当教員は年1回

（3）研修内容

- ・SCの有効な活用について～不登校やいじめ等への対応（講義とグループ討議）
- ・課題を抱える生徒への組織的対応と関係機関との連携について～いじめ、不登校、虐待等への効果的な対応（講義とグループ討議）
- ・SC等活用事業の成果と課題について（グループ討議）

（4）特に効果のあった研修内容

グループ討議において、SCの活動内容等について交流したり、効果的な活動について協議したりすることで、自分の活動を見直して高めていく機会となった。

（5）スーパーバイザー（SV）の設置の有無と活用方法

○SVの設置

設置している。

○活用方法

県内の4地域に2人ずつSVを割当て、各担当地域で発生した問題行動等を中心に緊急対応を行う。その他に担当する新規採用のSC等への助言・援助や県教委への事業に対する助言・提言などを行ったり、研修会の講師を務めたりしている。

（6）課題

SCやSC担当教員の研修のさらなる充実について必要性を感じているが、予算や多忙化の問題もあり、研修会の拡充（研修内容や回数）が難しいところがある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめのための活用事例（いじめ問題）

行事の責任者になったが、そのまともを巡って学級内の複数生徒から非難され、それが続いたことからクラスに入れなくなった。非難は自分たちの都合だけを考えた一方的な悪口に近いものであった。事実が判明してすぐにSCが被害生徒のカウンセリングを行い、心理面のケアを行った。教員が関係する集団にも指導を行い、SCから保護者対応等のアドバイスを得た。被害生徒は、しばらくは言葉が出ないほどのショックを受けていたが、SCや教員が関わることにより、別室登校をして落ち着いて話ができるようになった。その後、集団心理への働きかけを行うため、教員とSCが協働して関係するクラスにおいて心理授業を複数回実施し、その結果被害生徒は教室に戻ることができた。学年主任、学級担任、教育相談担当とスクールカウンセラーが情報共有し、共通理解のもと指導・支援することで早期の問題解決につながった。

【事例2】小中連携のための活用事例（小中連携）

次年度入学してくる小学校6年生に対し、教員がSCと協働して心理授業を実施し、SCが児童の様子を観察した。心理授業の感想から気になる児童をリストアップし、小学校と中学校の両方のSC担当教員（コーディネーター）、担任で該当児童について情報共有し、その後の児童の支援に役立てることができた。中学校に入学する前に、少しでも本人が安心して登校できるように支援について検討し、受け入れ準備を進めた。中学校に入学してくる生徒の情報を効率よく収集し、事前に支援の方向性を考えることができた。

【事例3】心理授業のための活用事例（教育プログラム）

全学年で心理授業を実施し、授業を通してSCが全校生徒と直接関わる機会を持つことができた。学年ごとに「アンガーマネジメント」、「ストレスマネジメント」、「人の気持ち」などのテーマで、気持ちの言語化等を目指した授業を実施し、授業後のアンケートをもとにしたSCによる考察を学年の教員に還元し、生徒理解に生かした。SCが全校生徒に直接かかわることで、その存在を身近に感じる生徒が増えた。そのため、不登校であった生徒がSCとのカウンセリングの時だけは登校できるようになったケースや、SCがより多く関わることで生徒本人の情緒が安定するケースもあった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

SC等活用事業が定着し、相談件数は年々増加している。平成24年度と平成25年度では予算規模が約1.2倍に対して相談件数は15,347件から22,593件と約1.5倍に増え、平成25年度から平成26年度では予算規模がほぼ同じであるのに平成26年度の相談件数が24,599件と約1.1倍の増加となった。SCの存在・役割が認知された効果があらわれている。中学校においては、SCによる研修会の回数は平成25年度98回から平成26年度は138回、コンサルテーションの件数は平成25年度6,468件から平成26年度7,262件と増えた。校内研修会、コンサルテーションなども活発に行われるようになっている。

（2）今後の課題

上記のとおりSC等活用事業を推進していく中で、いじめや不登校、虐待や発達に課題を抱える子どもへの対応等に対して、SCの支援・助言が必要とされるケースは多く、児童生徒や保護者、教員のニーズに応えるために配置時間数を増加するなど予算の確保が課題である。

また、限られた予算の中でより効果を上げる為に、SCによる校内研修会やケース会議等を通じて教員の力量を高め、教員自身が児童生徒や保護者への支援を的確に行えるようにしていくことと、より早い段階（小学校低学年）でのSC活用を考えていく必要がある。

京都府教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中学校に臨床心理に関して高度な専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、学校における教育相談機能の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

市内の各拠点校から対象校への派遣を行い、中学校・高等学校にSCの計画的配置（派遣）が行われるように市町（組合）教育委員会で調整する。

専門性の確保と維持のため、スーパーバイザー制度を導入し、SCの後方支援に当たる。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置人数】小学校（16校）、中学校（96校）、高等学校（46校）、特別支援学校（0校）

【資格】（1）スクールカウンセラーについて：①臨床心理士103人 ②精神科医0人 ③大学教授等3人
（2）スクールカウンセラーに準ずる者について：なし

【勤務形態】単独校 4小学校（週1日・1回8時間）

12中学校（週1日・1回8時間）、

29高等学校（週2日・1回4時間）

拠点校 82中学校 対象校 2中学校（週1日・1回8時間）

拠点校 12小学校 対象校 209小学校（週1日・1回8時間）

拠点校 17高校 対象校 0高校（週2日・1回4時間）

拠点校 0特支学校 対象校 0特支学校

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

配置の趣旨、期間、業務内容、スーパーバイザーについて、活動状況の報告書の提出を求めたり、連絡協議会を開催し、京都府の生徒指導上の課題や現状について周知する。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラー、校内担当者（教育相談担当やコーディネーター等）

（2）研修回数（頻度）

スクールカウンセラー連絡協議会（京都府教育委員会主催 年1回）

スクールカウンセラー連携会議や研修（各教育局、市町（組合）教育委員会主催 回数は主催者による）

（3）研修内容

効果的な活動が展開されるように、交流協議や事例研修、大学教授による研修を実施し、スクールカウンセラーの資質能力の向上と効果的な連携の方法を学ぶ。

（4）特に効果のあった研修内容

・大学教授の専門的な知見からの効果的な連携のあり方の講演

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・5名

○活用方法・・・業務について行き詰ったり、精神的に負担を感じたときに、スクールカウンセラーの要望に応じて、スーパーバイズを実施する。

（6）課題

面談だけではなく、コンサルテーションやコーディネートも担ってもらう必要が高まっている。

問題行動や不登校、いじめの問題等、児童生徒の状況は厳しく、その背景も複雑化しており、またSCにおいても世代交代が見られるので、資質能力の向上が急務で、研修の充実が不可欠

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】再登校支援のための活用事例 (①)

- 1学期から、登校しぶり傾向にあった。
- 2学期になると、登校できなくなった。本人はなぜ登校できないのか分からないという。
- 父親から「別室登校でもいいから、登校できるようにしてほしい」との要望。
- 担任、学年団の教員での対応では、打開することが困難という判断から、スクールカウンセラーに情報提供し、不登校生徒の内面を傾聴する方向で、2週間に1回のペースでカウンセリングを実施。
- 友達や家族に気を遣うことに疲れて一人になりたい反面、関わってもらいたい複雑な思いがあること、父親との会話が少なくなってきたことを話すようになった。
- 本生徒に対する家庭による関わり方について、祖母に伝え、行ってもらう。
- 徐々に欠席が減っていき、同時に表情が明るくなり、高校進学も叶い、卒業後登校できている。

【事例2】発達障害がある生徒の情緒面の安定のための活用事例 (②)

- 場面転換が弱く、今やっていることをやめて次のことに移ることができない。短時間しか集中できず、目の前の学習に取り組もうとしない。人の集まるところが苦手で、相手の立ち位置が理解できず、会話も一方的。
- スクールカウンセラーとの対話を柱にして、本生徒の話聞くことから情緒面の安定を図り、学習に向かわせたり、友達と関われるようになってきた。進路についても前向きに考えられるようになり、高校進学も実現できた。

【事例3】ストレスマネジメントのための活用事例 (③)

心の学習の一環として、またストレスマネジメント学習として「怒りとうまく付き合うために」(京都教育大学仲村道彦氏)のプログラムを活用し、怒りを感じるとどんな反応をするのか、心はどんな風になるのかをセルフチェックし、紙芝居風に日常的な怒りを感じる場面を見せながら担任と副担任教師がトラブルの場面を演じた。生徒から怒りの場面でどんな発言をするかを聞き出し、それを教師が演じ、言った気持ち、言われた気持ちをフィードバックして切れないで気持ちを伝える方法を学んだ。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 面談だけでなく、教員に対するコンサルテーションが積極的に行われるようになった。
- すべての学校で、夏季研修でスクールカウンセラーを活用した研修計画を設定している。
- 学校においても、家庭においても、スクールカウンセラーの認知度が高まり、カウンセリングの希望が増えてきている。特に不登校の保護者の思いを聞く事で、学校への信頼度がアップし、不登校から別室登校のような進展が見られる。

(2) 今後の課題

スクールカウンセラーによる教員に対する研修によって教育相談的視点、スクールカウンセラー的視点を学ぶ研究の機会は増えてきているが、1回ものとなっているので、パッケージとして設定していき、深みのある研修を全府的に広めていくことがこれからの大きな課題である。

大阪府教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

①学校の教育相談体制の充実を図るため、以下の業務を行う。

- ・児童・生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集及び提供
- ・その他、学校が必要と思われること

②緊急事案発生時に、スーパーバイザーを派遣し、教育委員会と連携し、学校支援にあたる。

（2）配置計画上の工夫

①同一校で最長5年の勤務を可能としている。

②配置市教育委員会の活用方針のもと、市の人材や連携可能な機関等の把握とスクールカウンセラーのネットワークづくりのためにチーフスクールカウンセラーを配置。

③スクールカウンセラーと配置校の校長に活動状況アンケートを実施し、学校の適切な活用とスクールカウンセラーの活動について把握。チーフスクールカウンセラー及びスーパーバイザーと次年度の方針を相談の上、市町村教育委員会が配置希望調書を作成し、府教育委員会で次年度配置を決定。

（3）配置人数・資格・勤務形態

臨床心理士257人を府内全中学校290校に配置。校区小学校614校への派遣も可能。

年間35回、週1回、1回6時間勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールカウンセラーハンドブックを作成し、大阪府が求めるスクールカウンセラーについて身分、業務、心構え、活動上留意すべき点や、ケース会議や緊急支援での役割、相談機関との連携について明記。配置スクールカウンセラーに配布。年度初めの連絡協議会において、ハンドブックの内容を確認するとともに、その年度に重点的に取り組むべきことを説明。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象・・・各スクールカウンセラー、市町村教育委員会担当指導主事

（2）研修回数（頻度）・・・年2回

（3）研修内容

- ・府教育委員会からスクールカウンセラーの活動に係る今年度の重点についての説明
- ・スクールカウンセラーの資質向上に係る講義、活動についての情報交換
- ・市町村教育委員会によるスクールカウンセラー活用方針の交流

（4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールカウンセラーによる事例報告
- ・チーフスクールカウンセラー、スーパーバイザーを進行役とした班別協議、意見交換

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置

府内を5つのブロックに分け、各ブロックにスーパーバイザーを配置。

〇活用方法

- ①新規採用スクールカウンセラーへの指導助言
- ②各ブロックでの市町村教育委員会及びスクールカウンセラーへの助言
- ③緊急事案発生時に市町村教育委員会と連携し、学校を支援

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーの業務について認識が十分でない市町村教育委員会や学校もあり、府教育委員会でスクールカウンセラーに研修を実施しても効果的な活用に結び付かない場合がある。
- ・スクールカウンセラーに対して府および市町村で研修を実施しているが、その多くが他職を兼ねており、日程の都合上参加者が集まりにくい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒支援のための活用事例（①⑤⑧）

- ・部活動でのトラブルを機に不登校になった中学1年女子A。中学入学後まもなく、部活動の3年の先輩からの心無い言葉や高圧的な態度に傷つき登校しにくくなる。その時は教師にも相談できなかった。その後、学校が事態を把握し、3年生は謝罪したが、Aは謝罪された雰囲気を感じられず、1週間欠席した。再び登校したが、再び3年生より心無い発言があり、欠席が続いた。1学期終業式前日の夜、Aは母と登校してきた。
- ・スクールカウンセラーは、Aが不登校状態にあることを受け入れられない母親の焦りを察し、面談を行った。面談後、母親は落ち着きを取り戻す。
- ・2学期、Aは始業式に登校できなかった。欠席した際、担任や部活動顧問からの連絡がなく、Aは見捨てられ感を持った。Aはそのまま引きこもり、生活も昼夜逆転してしまった。母親のショックは大きく、トラブルについて根本的な解決を行わなかった学校の対応に不満を持つようになった。
- ・学校は、スクールカウンセラーに母親との面談を継続すると同時に、担任・学年主任・スクールソーシャルワーカーを構成員に含めたケース会議を実施した。ケース会議では、スクールカウンセラーからのアセスメントを伝え、各自のアプローチの整理を行った。
- ・ケース会議で確認したことは、次の2点。
 - ①スクールカウンセラーは、母親の揺れや不安を支えるため面談を継続する。本人や家庭にある有効な資源を探す。
 - ②担任・担任以外の関係者は、把握している学校環境や友人関係等の有効な資源を確認し、家庭訪問を定期的に行う等、生徒へのアプローチを行う。
- ・母親との面談から、Aがお菓子作りが好きであることが判明し、家庭でさまざまな機会にお菓子作りに取り組んでもらった。親しい人にお菓子を振る舞うことでAに心地良い「役立ち感」が生まれ、気持ちが外に向き始めた。お菓子作りを通して、担任との関係も築くことができるようになった。3月には、スクールカウンセラーからの助言をもとに修了式に登校できるよう取組みが行われた。次年度に向けて、体制づくり等について細かに進めることで確認。

【事例2】不登校支援のための活用事例（②）

- ・兄弟で不登校状態にある中学2年男子Bと小学5年男子C。Bが小3の時に転入してきたが、不登校になる。Bの中学入学時に小学校期から不登校が続いているケースとして引継ぎを受ける。集団に入ることを極端に嫌がる様子は幼少の頃より見られ、小6後半は休みがち。中学入学当初は張り切っていたものの、ほどなく不登校となる。
- ・担任からの相談により、5月には保護者との面談が開始された。母親は疲弊し、学校の対応への不満や社会や家族への否定的な気持ちが語られ、Bへのアプローチについて考えられるようになるまでに数か月要した。その間に、当時小学4年の弟Cも学校を休みがちになる。学校は、行事等による登校刺激を行ってきたが、小学5年の後半から完全に不登校となる。
- ・スクールカウンセラーは、Bに対して登校刺激を行うよりも、母親を含めてゆっくり自信をつけさせる方向で進めていくよう、中学校の担任、生徒指導担当に助言した。
- ・役割分担は以下のとおり。
 - ①中学校の担任は、毎週決まった曜日に家庭訪問し、共通の興味を語り合うことで自己肯定感を高める。
 - ②生徒指導担当は、週1回家庭訪問を行い、学習指導を行う。
- ・スクールカウンセラーが母親に寄り添い、共通の話題で担任がBとの関係を築く中で、母親が穏やかに子どもに接することができるようになった。また、Bも宿題に自分から取り組むようになり、学習についての自信を持ち始めた。
- ・弟Cにも同様に学習指導をしてもらえるよう小学校に願う。弟Cは、兄の姿を見て少しずつ学習に取り組むようになった。
- ・母親に寄り添うことを軸に、今後もスクールカウンセラーの活用を軸に、小中学校が連携しながら、不登校に対応していくことで確認。

【事例3】校内研修のための活用事例（①）

- ・スクールカウンセラーは、大阪府教育委員会が平成25年8月に発行した「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」（以下「ブックレット」）を活用し、配置中学校の教職員に対し実施。
- ・児童生徒が実際に取り組むワークを教員が体験することで、その効果を実感するとともに、子どもの気持ちを理解するために大切なことに気づき、指導に生かせるよう試みた。
- ・「ブックレット」は、矯正施設で実施されている「社会性涵養プログラム」を参考にして、暴力行為の解消に向け、臨床心理学の観点から児童生徒の内面を引き出すために必要な「表現」「気づき」「行動」の3つの要素でワークを構成したもの。個別面談や学級指導での活用により、子どもの根底にある思いを引き出したり、気持ちを落ち着かせたりすることにも効果がある。
- ・教員はワークを通して気持ちを表しやすくなる体験や、心が落ち着く体験をすることで、以下の点について学ぶことができた。
 - ①教員が、子どもが相談しやすくなる雰囲気をつくることや、気持ちを受け止める心構え
 - ②児童生徒がストレスとうまく向き合うことへの支援方法
 - ③児童生徒が自分を見つめることの大切さ
- ・スクールカウンセラー側の利点としては以下の通り。
 - ①カウンセラーの役割や、カウンセリングのアプローチの一端を紹介することができたこと
 - ②子どもの気持ちを受け止めることの効果を実感してもらえたこと
 - ②より多くの教員とスクールカウンセラーとがコミュニケーションをとり、相互理解を深める機会となったこと

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・府内の全中学校にスクールカウンセラーを配置することができ、府内で統一した教育相談体制を整えることができた。（府内 290 校）
- ・まとめ役となるチーフスクールカウンセラーを配置し、配置市教育委員会の活用方針のもと、市内のスクールカウンセラーを集め交流会や研修を実施することにより、教育相談活動に有効な市の人材等の資源や連携可能な機関等の把握とスクールカウンセラーのネットワークづくりを行うことができた。
- ・スクールカウンセラーの連絡協議会（2回）を実施し、大阪府における生徒指導上の課題や、求めるスクールカウンセラー像などの説明と、カウンセラー間の意見交流を実施し、スクールカウンセラーの資質向上に取り組むことができた。
- ・いじめ、不登校についてスクールカウンセラーが関与した場合のほうが、いじめの解消や不登校支援への効果があることを確認できている。

【平成 26 年度 児童生徒の問題行動等へのスクールカウンセラーの関与について】

	いじめ	不登校	
	解消率	登校復帰率	好ましい変化が見られた割合
SC 関与なし	85%	29%	21%
SC 関与あり	92%	32%	39%

- ・スクールカウンセラーの個別相談件数は年々減少しているが、研修や事例検討会の相談件数は増えている。学校がケース会議へのスクールカウンセラーの出席を位置づけることや、児童生徒理解の研修などにスクールカウンセラーを講師として活用するなど、スクールカウンセラーの活動について学校の認識が深まっていると考えられる。

【スクールカウンセラーへの相談件数（延べ人数）】

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
相談件数（人）	100,833	91,812	88,525	85,487
研修・事例検討（人）	113,997	117,104	112,360	118,137

(2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラーが児童生徒の問題行動等について関与することは効果的であるが、不登校の約50%、いじめの約40%、暴力行為の約25%での関与しかないので、スクールカウンセラーへの相談につなぐことができる教育相談体制の構築をより一層進める。
- ・スクールカウンセラーが中学校を拠点に小学校への活動を可能としているが、相談が過密になっている学校が多く、週1回の配置では、校内でのケース会議や研修など、学校へのコンサルテーションに十分に対応しきれない場合がある。
- ・教員の児童生徒への対応力の育成が課題となっており、教員への助言が適格にできるスクールカウンセラーを今後も育成していかなければならない。

兵庫県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立中学校等に配置し、子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制の充実に資する。

（2）配置計画上の工夫

拠点校方式において、全公立中学校と小学校（110校）を拠点に、連携する小学校への相談に対応している。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置人数】

小学校	: 110校
中学校	: 263校（県内全中学校）
中等教育学校	: 1校

【スクールカウンセラーの資格】

①臨床心理士	233人	（※①③の資格を重複して所持している14人は、①の資格者として記載）
②精神科医	0人	
③大学教授等	0人	

注意

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

①②の資格を有している場合は①の資格者として整理する。①③の資格を有している場合は①の資格者として整理する。②③の資格を有している場合は②の資格者として整理する。②③の資格を有している場合は②の資格者として整理する。①②③の資格を有している場合は①の資格者として整理する

スクールカウンセラーに準ずる者についての採用はなし

【勤務形態】

拠点校	263中学校	(週1日・1回6時間)
	1中等教育学校	(週1日・1回6時間)
	110小学校	(週1日・1回6時間)
対象校	496小学校	

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

【活動方針等に関する指針】

指針(ビジョン)の策定はしていないが、実施要項等において、勤務内容、校内組織への適切な位置づけ、活動体制等の方向性を示している。

【周知について】

① 指導主事

県教育委員会において4月に行われる教育事務所担当指導主事を対象とした事業説明会で周知し、それを受け、各教育事務所は管内の市町教育委員会担当指導主事に周知を図る。

② スクールカウンセラー

スクールカウンセラー研修会を2回(年間)開催し、スクールカウンセラーとしての職務の自覚と意識高揚、専門性の向上に努めている。

本県において初めて採用となったスクールカウンセラーを対象にスーパービジョンを実施し、スーパーバイザーの派遣により、カウンセリングの外的構造について、連携について及びカウンセリングマインド研修等について指導・助言を行い新任スクールカウンセラーの資質向上を図っている。

③ 全県小中学校生徒指導担当教員等研修会

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

兵庫県教育委員会が配置しているスクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

2回(年間)

(3) 研修内容

- ・スクールカウンセラーにおける支援の在り方
- ・スクールカウンセラーと教職員の連携の在り方
- ・児童生徒と保護者との面接事例研修
- ・いじめへの対応について

(4) 特に効果のあった研修内容

スーパーバイザー及び中堅スクールカウンセラーによる事例発表が各スクールカウンセラー自身の活動の振り返りとケースに対するシミュレーションができ、効果があった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置

県内9か所ある教育事務所・教育振興室のうち3か所にスーパーバイザーを1名ずつ配置し、県内全域に対応している。

○活用方法

- ① 重大事件等が発生した場合、学校の状況等を考慮し市町組合教育委員会の要請によってスーパーバイザーの派遣を行い、スクールカウンセラーへの助言や教職員の研修会、保護者説明会等の支援を行う。
- ② 県内のスクールカウンセラーに対する助言等を行う。(新任スクールカウンセラーへのスーパービジョンを含む)

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーが、社会性・価値観の違いによって教職員と連携がうまくとれていない場合がある。

- ・スーパーバイザーの派遣要請に対して、予算の関係で十分な対応ができないことがある。
- ・スクールカウンセラーと教職員との連携のため学校長のリーダーシップが欠かせない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】摂食障害の中学生への活用事例（⑨ 心身の健康・保健）

1 事例概要

当該生徒は、小学校6年時に、身体疾患で入院したのを契機に、体重が増加し、周りからも「太ったね」といわれるのが嫌で、ダイエットを始めた。体重が減少していくことが数値として把握できる事や、「スリムになったね」といわれることが心地よくなり、体重は減少の一途をたどり、そのことで中学校入学後は入退院を繰り返した。

2 学校・スクールカウンセラー（以下SCという。）の対応

摂食障害のチーム医療をしている病院のカウンセラーとの情報共有を図りながら、学校でも、チーム対応をしていく方針がとられた。

- （1）チーム対応として、①メンバーは、管理職、養護教諭、学年主任、担任、不登校担当教諭、SC。②SCの相談日に、カンファレンスを開き、情報共有しながら、生徒並びに保護者への支援。
- （2）SCの活動については、①生徒のカウンセリングは毎週1回50分。②保護者のカウンセリングは月1回50分。③担任へのコンサルテーションの実施。

3 留意内容

- （1）当該生徒：一日学校で過ごすだけの体力が回復していないので、半日登校をしながら、学校生活のリズムを作っていた。不登校生の別室を活用すること、保健室で休養を取ること、定期テストの別室実施すること等、学校とのつながりを保つことを大事にした。本人自身の認知の偏り、家族関係における齟齬、気分の波に左右される言動、学校ではいい子を演じようとしてストレスを高じさせてしまうことなど生徒自身の課題には認知療法的な対応をしていた。
- （2）保護者：子育ての大変さをねぎらいながら、思春期を乗り越えるにあたって、子どもが、母親との間で育ち直しをしていること、母親への甘えをアグレッシブな形で表す一方で、いい子でないと母親から見捨てられるのではないかと不安も強く自傷行為に至ることもあることなどを説明して、その都度、対応をアドバイスした。
- （3）学校・担任：教職員の病気への理解、学級の受け入れ態勢づくりにおいて連携した。当該生徒の言動が、甘えやわがままから生じているのではないことを伝え、学校で許容できる範囲での配慮をお願いして、学年や学校全体で共通理解した。

【事例2】保護者と教員の連携のための活用事例（② 小中連携）

1 連携小学校

拠点校（中学校）SCに連携小学校の教員から1学期末に保護者対応等の相談があった。当該児童は小学校5年生であった。当該児童は、元々解離性障害と発達障害及び起立性調節障害の重複障害があった。その保護者（母親）は、「あんな担任の元には子どもを行かせられない」と不登校になっているとのことであった。

（1）担任との面談

担任との面談により、「母親は当該児童に対して過敏・過干渉であり、校外学習に参加できるかどうか過度に心配していた。校外学習を終え、担任から楽しんでいた当該児童の様子を母親に報告し、「心配しないで」と母親を励ました。その日、当該児童が発作を起こしたことで、母親はそれを担任の無理解から来ると思い、頑なになったとのことであった。なぜ、母親はそんな激しい反応になったのかわからないとのことで、学校としては保護者対応に困惑していることが伺われた。担任と連携し、拠点校の中学校で面談を設定。

(2) 保護者との面談

保護者は担任や学校の対応に怒り心頭であった。SCの見立てでは、母親が子どもの発達障害や4年生の3学期から始まった解離性（転換性）障害に困りきっており不安で仕方ないはずなのに、一見そのように見えず、強がっているような勇ましく見せているところがあり、一方不安が高まると目の奥が急に赤くなり、内面の動揺が理解された。

また、今回の件について学校の対応の不十分さもあるが、母親の生育歴に大変重い問題があり、子どもの解離性障害の原因を母親も家庭内の問題が関係していると思っていることがわかった。

(3) SCの活用

重複障害を抱えた子どもを育てるしんどさやつらさ、将来への不安を思うと、SCの立場として、母親の精神面においても支えていく必要があった。母親と当該児童に毎週時間を確保し、継続的にカウンセリングを行った。

2 中学校の体制づくり

小学校6年生では登校を再開した。保護者は、中学校で当該児童への配慮等が受け入れられるか心配していた。進学する中学校は、担当しているSCの拠点校であった。

SCからの情報提供により、中学校長と入学後の受け入れ態勢について何度も話し合いの場を設けた。また、教職員の共通理解を図るため、当該児童の抱える3つの障害について詳しく説明し、対応について協力を求めた。

【共通理解】

- 保護者からの要求において、絶対に無理なことは断ることもあるが、原則として保護者の要求に誠意を持って対応すること
- 当該児童の障害を理解し、特別支援教育の考え方を教職員に浸透し、学校をあげて取り組むこと

3 中学校生活

事前に、友人関係を把握し、配慮したことで、中学校入学後においてさまざまな問題はありながらも、適応していった。中学校ではSCが拠点となっていることで早期対応でき、問題が小さいうちに仲介し、問題を解決していくことができた。

4 振り返り

当該児童の心身の成長もあり、元気に学校に登校し、勉強に友だち関係に勤しんでいる。小学校の大変な時期にSCが母親及び当該児童を支えたこと、中学校の受け入れ態勢を整え、支援体制を構築できたことが問題の解決に役に立ったと思われる。

“モンスターペアレント”と見てしまう保護者ほど理解と支えを必要としていること、そのような子育て上の不安やしんどさを抱えた保護者をSCが支え、教員と連携することで保護者が安心して学校に子どもを送り出し、子どもも安心して学校生活を送れるのである。

【事例3】小学校卒業・中学校入学の「節目」を乗り越えるための活用事例（② 教育プログラム）

1 目的

小学校6年生児童が小学校卒業・中学校入学の節目を意識し始める2学期後半、中学校に配置されているSCが各学級で「出前授業」を実施した。担任との協議の結果、「中学生になるまでに知っておきたい人間関係のコツ」という演題で体験型ワークを交えた内容を計画した。

2 内容

SCの自己紹介の後、体験型ワークを交えた講話を実施（講話時間は約30分）。

- (1) ヘリウムリング：フラフープを指1本で支えながら10人で運ぶ。支える力のバランスが乱れ、フラフープがまるで生きているかのように勝手に動き始める。うまくいかない時、自分にはどんな傾向があるか(例：

他者を責める等)を考えさせる。

(2) 「四角と丸」：口頭の指示だけを聞いて用紙に絵を描く。同じ指示を聞いても描く絵はさまざま。集団生活の中で自覚しにくい認知の違いを確認する。

(3) カードひっくり返し競争：両面が異なる色の小型の厚紙(3cm×5cm程度)を2人に対して10枚配布。制限時間内にできるだけたくさん裏(表)にひっくり返した方が勝ち。2人がライバルとして競った後、学級全体の競争として展開。競争は勝ち負けを決めるだけでなく、相手との親近感を生み、自分の得意分野をあぶり出す。誰にどんな得意分野があるのかを知っておくことは災害などの緊急時に役立つ。競うことに消極的な児童も積極的に参加していた。

参考文献：甲斐崎 博史 (2013)「クラス全員がひとつになる学級ゲーム&アクティビティ100」ナツメ社教育書ブックス

3 授業を受けた6年児童の感想

「ぼくはカウンセラーがしゃべっていたことにすごく共感しました。なぜなら人間をよくしっていたからです。あたりまえのことをいっているのに心にのこるのがすごかったです。ゲームもわかりやすく、かんたんで、やった理由や、教えたことをまじえながらやっていたからとてもおもしろかったです。」

4 結果

小学生は、中学校のSCと楽しい時間を共有することができ、カウンセリングを受けたことがない児童にもSCはどんな人か等を周知できた。また、担任とSCが、指導や対応に苦慮している児童だけでなく、学級全体の話題を共有できるようになり、相互連携が円滑になった。当該学年の中学校入学後もすでにSCと顔見知りであることから、生徒のカウンセリングに対する抵抗が低くなった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・児童生徒、保護者へのSC相談への周知がなされ、相談体制が整っている。
- ・小学校における拠点校を10校増の110校にできたことで、よりきめ細かな支援が可能となった。
- ・1つの事案に対して、教職員が抱え込まず、事案によってSCと連携することで解決につながっている。
- ・学校のいじめ対応チームにおいて、全ての公立学校で外部の専門家としてSCの見地や専門性が活用されている。

(SCが相談等を行った人数の推移)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談人数	73, 539	73, 468	74, 716
うち教職員の相談人数	17, 047	18, 018	20, 083

(2) 今後の課題

- ・小学校児童の中学校への円滑な環境の適応につなげるため、連携小学校教員と拠点中学校SCまたは、拠点小学校SCと拠点中学校SC間において、情報交換や共通理解の場を設けることが必要である。
- ・各SCの経験によって、事案に対する対応能力に差があり、研修の積み重ねが必要である。
- ・学校の実態に応じ、SCの年齢・性別等のニーズが異なることから、SCの確保が必要である。
- ・SCの一身上の都合によって、年度途中で離職することがあり、十分な引き継ぎの時間が必要となる。
- ・SCの立場と教員の立場において相談者の問題解決に当たるため、それぞれの立場を共通理解し、密な連携をとる機会の充実が必要である。

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置し、児童生徒の心の相談にあたり、悩みを抱えた児童生徒の保護者に対する支援を行う。また、児童生徒に対し多面的な支援ができるようにスクールカウンセラーが教員に対してコンサルテーションを実施することにより、学校の教育相談体制の強化・充実に努め、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に役立てる。

（2）配置計画上の工夫

生徒数により、配置時間を変えている。

中学校に配置しているSCを必要に応じて校区内の小学校へ派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

高等学校 6校

中学校 60校

小学校 2校

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 34人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 13人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 2人

単独校 6高等学校 (年20回・1回5時間・4高等学校)

(年17回・1回7時間・2高等学校)

拠点校 60中学校 } (年20回・1回5時間・54中学校)

(年10回・1回7時間・6中学校)

巡回校 2小学校 (年10回・1回7時間・2小学校)

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

本事業の実施に係る内容については実施要領により定めている。

スクールカウンセラー及び配置校担当者、配置校を管轄する市町村教育委員会担当者を対象とした連絡会や各研修会等において周知を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

本事業で採用しているスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者全員

(2) 研修回数（頻度）

年3回（4月 連絡会、8月 SC研修会、12月 SC研修会）

(3) 研修内容

行政説明、講演、事例研修、情報交換

(4) 特に効果のあった研修内容

事例研修、情報交換

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有・2人

○活用方法 希望するSCへのスーパーバイズ
研修会でのまとめ役

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーは他にも仕事をもっており、日程調整が難しく研修会に参加できない者もいる。
- ・研修会等への参加費用（旅費や日当）は経費として計上できないため、参加者の自己負担となっている。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（①）

中学2年、女子生徒の不登校支援に関わる事例。

1年生の秋頃より不登校が続いていた。担任や養護教諭が家庭訪問を続けるが、部屋に引きこもり会うことができなかった。その間、スクールカウンセラーに対応についての助言を受けながら家庭訪問を続けた。

スクールカウンセラーは、本人の養育に大きく関わっている祖父母との面談を通して、養育にあたっての不安や苛立ちを傾聴し、家庭内での本人への言葉かけや支援の方法等について助言した。

中学2年生の4月には、市の適応教室にも通級できるようになり、少しずつ気持ちを開いていった。2年生の10月頃には短時間ではあるが学校に登校できるようになり、スクールカウンセラーとも面談を続けた結果、次第に教室にも入れるようになった。3学期には完全に学級復帰することができた。

【事例2】水難事故における生徒支援の活用事例（②）

休日に中学1年生の男子生徒が死亡する水難事故が起こったことに係る学校支援の事例。

水難事故が発生し、校長に緊急連絡があり、学校で対応を協議した。学校長から、翌日よりスクールカウンセラーによる緊急支援の要請が県教委に入る。

週明け月曜日、早朝よりスクールカウンセラーが学校へ入り、校長をはじめ関係職員と打合せを行い、全校生徒へのこの件に係る集会の持ち方等について助言。職員朝礼では、生徒への対応等の留意点について教職員に対して説明。その後、集会等の見守りを行った。また、当該生徒と特に親しかった生徒に対して、別室で個別のカウンセリングを行う。

スクールカウンセラーは当該生徒の告別式へも参列し、生徒の様子を見守った。その後、ケアの必要な生徒のカウンセリングを行うとともに、特に揺れている生徒に関係する教員へのコンサルテーションを行う。

学校、スクールカウンセラー、市教委、県教委が連携を図り、継続的な支援で通常の学校生活へと戻していった。スクールカウンセラーの見立てが非常に役立った事例である。

【事例3】校内の教育相談体制構築のための活用事例（③）

中学校での予防的な教育相談体制構築への事例。

全校生徒を対象に「こころとからだのアンケート」を年2回行っている。

アンケート結果をスクールカウンセラーが分析し、職員研修で解説し、教育相談部が中心となりケアが必要と思われる生徒をピックアップして、カウンセリングに繋げるようにした。

また、アンケートの後には相談週間を設け、各担任が個々の生徒の状況を把握したうえで全生徒を対象に教育相談を行った。担任が気付いていない生徒のストレスをスクールカウンセラーの分析から知ることができ、予防的な教育相談がより進むという大きな成果を得た。

精神的な不安定さから教室に入れないう生徒が複数出た時期もあったが、スクールカウンセラーの早期対応と関係者との適切な連携により、不登校傾向の生徒に対しても効果的な支援を行うことができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

<年度>	<予 算>	<配置校数>	<ケース数>	<相談件数>
平成24	32,084千円	68校	1,178件	5,601件
平成25	32,379千円	67校	1,606件	7,099件
平成26	30,701千円	68校	2,338件	6,557件
平成27	42,472千円	110校		

スクールカウンセラーが配置されている学校では、学校の教育相談体制にしっかりとスクールカウンセラーが位置づけられ、生徒の心のケアを中心に、保護者への助言や教員へのコンサルテーションを行えるようになっている。年度をおうごとにケース数が増加している。これは、配置校において気軽に相談できるなどカウンセリングマインドが充実していることが窺える。

ただ、各ケースによる相談回数は、4.75回、4.42回、2.80回と下がってきている。これは、配置時間数の減少も一因であるが、生徒が抱える課題や問題が複雑化・多様化し、多くの生徒が支援を必要としている状況であると考えられる。

平成27年度から、全ての公立中学校へスクールカウンセラーを配置し、校区内の小学校へも必要に応じて巡回できるようにした。このことから、これまで以上に多くのケースに対応していくことができるようになった。

(2) 今後の課題

配置校数、配置時間の一層の拡充が必要であり、そのための予算確保が課題である。

和歌山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の問題行動等に関して、児童生徒、教職員及び保護者に対してカウンセリングを行うとともに、教職員や保護者に対しての助言・援助等をとおして、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、問題の未然防止及び早期発見・早期対応に資する。

（2）配置計画上の工夫

各市町村教育委員会及び県立学校から提出される派遣申請書に基づき、スクールカウンセラー等の派遣期間、週当たりの勤務日数及び週当たりの勤務時間数の調整を行い、派遣する。

提出される派遣申請書には、児童生徒数、不登校者数、いじめ認知件数等を記載するとともに、各市町村教育委員会において配置希望校の順位の記載を併せて行う。

配置希望校の地理的条件（公共交通機関の利便性や高速道路の整備状況等）に対して、スクールカウンセラー等の通勤条件を配慮して配置を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

※配置校数

小学校	:	71校
中学校	:	103校
高等学校	:	51校
特別支援学校	:	7校
教育委員会等	:	2箇所

※資格

（1）スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士 50人
- ② 精神科医 0人
- ③ 大学教授等 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 15人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 24人
- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 2人

※勤務形態

単独校	92中学校	(年33週・1回5時間)
	71小学校	(年15週・1回5時間)
	51高等学校	(年30週・1回5時間)
	7特別支援学校	(年30週・1回5時間)

拠点校 11 中学校

対象校 13 小学校 (週1日・不定)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

年度当初にスクールカウンセラー等連絡協議会を開催し、事業説明において「スクールカウンセラー設置要綱」「県いじめ防止基本方針」に基づいた、いじめ・不登校等の児童生徒の問題行動等に対する関わりについて研修するとともに、市町村教育委員会の担当指導主事や県立学校の担当者に周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー等、市町村教育委員会指導主事、県立学校担当教員

(2) 研修回数(頻度)

年2回(うちスクールソーシャルワーカーとの合同研修1回)

(3) 研修内容

関係機関から招聘した研修講師による講義「学校における不登校児童生徒とスクールカウンセラーの関わりについて」及びグループワーク「不登校のサインを見逃さない早期発見・早期対応」

(4) 特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカーとの合同研修を行い、ワークショップによる事例検討を行うことで、連携した取組の重要性や新たな視点の認識等、活動の一助となるが多かった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVは設置していない。

(6) 課題

スクールカウンセラー同士の連携強化

地理的条件(公共交通機関の利便性や高速道路の整備状況)による配置困難

慢性的な人材不足

有資格者の育成

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒のための活用事例（①、⑦、⑧）

（状況）

- ・ 中学校3年生女子生徒（以下A）
- ・ 小学校低学年時から不登校で、学校行事等にもほとんど参加できなかった。
- ・ A、母親、祖父母、叔母の5人家族であるが、精神的な不調を示している家族が複数名いるため、日常は祖父がAと関わっている。

（経過）

- ・ 中学校入学当初は欠席がなかったが、1学期末の宿泊行事に参加した後、登校しなくなった。担任はただちに家庭訪問をして、Aや祖父との関係を築くとともに、SCは定期的に担任からAの家庭での様子や家庭環境について聞きとり、Aの状態などを分析し担任に伝えた。学校はケース会議（校長、教頭、担任、養護教諭、生徒指導主事、SC）を開き、家庭環境の要因が大きいことから、関係機関と連携を図った。
- ・ 3年生に進級すると、祖父に付き添われ登校を再開した。担任は、空き時間をつくりAと話す機会を設け、将来への思いや中学校生活でAが将来に向けて挑戦していきたいこと等を聞きとりながら、Aとの関係づくりに努めた。
- ・ 再登校当初は週に1日数時間、相談室で過ごすだけであったが、担任、養護教諭、SC等がコミュニケーションを図ることで、徐々に登校時間が長くなり、給食を食べたり、得意な作業をして過ごしたりしながら、6時間目まで過ごせるようになった。
- ・ SCは、勤務日には必ずAと関わり信頼関係を築くとともに、担任から1週間の経過を聞くことでAや家庭の状況を把握した。
- ・ ある日、相談室にある心理検査に関する書籍に興味を持ったことがきっかけで、簡単な心理検査（エゴグラム）をAから希望してきた。SCは、現在のAの状態を客観的に検討したり、昨夜見た夢について語ったりしながら関わった。
- ・ 少しずつ社会性を高めようという担任の熱意が伝わり、修学旅行に参加した。その後の学校生活においても、クラスの様々な活動に参加できるようになり、自力で登校できるようになった。

（成果と課題）

- ・ 特殊な家庭環境の中で、祖父との信頼関係をもとに、担任や学年集団が粘り強く関わったこと、中学3年という進路選択の時期になったこと等が、Aを学校（社会）に押し出す原動力となった。
- ・ SCは、家庭環境の辛さや狭い地域社会の中での生活しづらさを、担任等と共有しながら見守ってきたが、今後、社会の中で家庭そのものが孤立するケースは増加すると思われる。早期の家庭環境への介入や、自らの将来に希望をもてる大人との関わりが大切であり、そのためには、家庭環境や本人に対しアセスメントをして、心理面でのアプローチが重要であると考ええる。

【事例2】発達障害をもつ生徒のための活用事例（⑤、⑨、⑪）

（状況）

- ・ 小学校2年生（以下B）
- ・ 知的な能力は高いが、対人関係の苦手さが見られ、学校でトラブルになることが多く、衝動的な行動も見られる。

(経過)

- ・担任は、Bの状況からSCによる教育相談を母親に勧め、SCはカウンセリングを開始する。母親は、困り感や育てにくさを強く感じており、生育歴から発達障害が疑われた。SCは、学校での行動観察の後、医療機関（児童精神科）の受診を勧めた。検査の結果、医師から発達障害の診断を受けたことにより、プレイセラピー開始する。
- ・通常学級では、得意と不得意の差が大きく、不得意教科への取組には困難さが見受けられた。SCは支援員と連携を図りながら、個別支援をすることにより、Bは徐々に落ち着きが見られるようになった。
- ・友達とのトラブルが増加したとき、母親からSCに「学校でクールダウンのできる場所を作ってほしい」という希望が伝えられた。SCは学校に働きかけて、管理職、支援コーディネーター、担任、支援員、養護教諭、SCからなる相談部会を開催し、今後の対応と方針について協議した。保健室をクールダウンの場所にすることを確認するとともに、担任が保護者に連絡をする。また、SCは現職教育において、Bを視野に入れた「障害の特性に合った支援の大切さ」について校内研修をして理解を深めた。
- ・母親の接し方に変化が見られるようになり、支援学級への入級を検討する。支援学級での体験入級を実施したところ、Bから「落ち着いて勉強ができる」との言葉が聞かれる。支援学級への入級に反対していた父親も、少しずつ入級に理解を示し始める。
- ・Bの対人関係による課題があったので、SCはBへの対応について医師から助言を受けることの必要性を説明するとともに、担任、支援員、保護者と面談する場所を設定した。

(成果と課題)

- ・母親の困り感が強く、発達の問題に疑いをもったことから、早期に医療につなぐことができ、医師による発達障害の診断が出されてからは、家庭と学校で障害の特性に合った支援が図られ、SCは保護者と信頼関係を保ちながら助言することができた。
- ・現在、専門的な知識を持った支援員が通常学級での支援に関わり効果をあげているが、担任が支援員に対応を任せきりになる場面も見られるため、今後は、複数の教員がチームとなった支援体制を構築する必要がある。

【事例3】家庭環境に課題のある生徒のための活用事例（①、⑦、⑨）

(状況)

- ・中学校3年生女子（以下C）
- ・小学校5年生、中学校1年生で長期病気欠席を経験し、その後不登校となる。
- ・3才の時から姉弟とともに親戚宅に預けられ、両親は隣町で別居している。親戚宅からは遠距離通学となり、帰りは上り坂を自転車です1時間以上かけて帰宅する。経済的にも親戚宅を頼っており、また、生活習慣の乱れから朝起きられず、発作が起こることもあった。

(経過)

- ・SCはSSWの視点を取り入れ、校内ケース会議、主治医との面談、民生児童委員との協議、養育者や父親との話し合い等、様々な関係機関と連携を図った。
- ・登校できる日は、登校刺激がストレスにならないよう、健康面や表情に留意しながら、カウンセリングを続けた。その結果、高校進学を目標に自分の意志で登校する日が増えてきた。
- ・周りの目が気になり教室に入りたくないという理由で欠席する日が多くなったときは、家庭訪問をしてカウンセリングを行った。そこで、欠席している日は親戚宅であるので気を遣い、辛い思いをしていたことが判明。このことから、担任は隣町に住む母親と面会し、状況を説明するとともに適応指導教室の入室を勧めた。両親とともに適応指導教室を見学し、体験入室を経て、両親の家から毎日通室できるようになった。

(成果と課題)

- ・養育環境への介入や調整にS Cや学校がどこまで支援ができるか難しい事案あるが、Cの気持ちを聞き取り、自己決定を促し、自分から両親に伝えられるように取り組んだ。全教職員が共通認識のもと、声かけをしたり、担任以外の者も迎えに行くなど、組織的に取り組んだ。また、将来の自分のことを考えるなどCの成長が改善に役立った。
- ・今後、複雑な家庭環境からくる成長途上の問題について、教育が福祉といかに連携していくかが大きな課題である。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラー等が不登校児童生徒に関わった場合、登校を再開した児童生徒の割合は約15%、再登校には至らなかったが改善が見られた児童生徒の割合は約19%であり、両者を合計すると約34%

(3人に1人)で効果が見られた。特に小学校においては、登校を再開した児童の割合が約23%、改善が見られた児童の割合が約33%で、両者を合計すると約56%(2人に1人)であったことから、小学校におけるスクールカウンセラー等の活用が、不登校対策として有効であった。(なお、平成24年度については、スクールカウンセラー等の配置校数が30校(全小学校数の1割程度)で、基礎数が不十分であることから参考とするが、登校を再開した児童の割合が約23%、改善が見られた児童の割合が約66%で、両者を合計すると約89%であった。)

(2) 今後の課題

・地理的条件による課題

本県では、山間部に設置されている学校が多く、公共交通の利便性が低い地域も多く存在するが、スクールカウンセラー等の勤務時間が公共交通機関の運行時間と一致しないため、自家用車による通勤を余儀なくされる。また、通勤に2時間以上かかる地域もあり、希望するすべての学校に配置をすることが困難となっている。

・有資格者の不足

本県において、有資格者を県内在住者から確保することは困難であり、他府県から勤務可能な者を確保している。今後の配置拡充に向けて、スクールカウンセラーの必要性や重要性について啓発するとともに、人材育成について関係機関と連携することが重要であると考えます。

鳥取県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、暴力行為等の児童生徒の生徒指導上の問題の対応にあたっては、その適切な対応とともに、いじめや不登校を生まない学校づくりの取組の観点から、学校における教育相談の機能の充実を図ることが重要な課題である。このため、児童生徒の臨床心理・教育相談に関して専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を学校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決・改善に資する。

（2）配置計画上の工夫

- ◇全県立学校に学校の実情に応じて配置。
- ◇県内の全市町村（学校組合）立中学校に配置、校区小学校の相談にも対応。
- ◇学校規模等に応じた配置時間数の決定、複数のカウンセラー配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置校】

中学校	：	59校	高等学校	：	11校
特別支援学校	：	9校	教育委員会等	：	3箇所

【資格】

- スクールカウンセラー ①臨床心理士 42人
スクールカウンセラーに準ずる者 ①大学院修了（経験1年以上） 2人
②大学・短大卒業（経験5年以上） 10人

【勤務形態】

単独校	11	高等学校	(週1日・1回4～6時間)
	9	特別支援学校	(週1日・1回4時間)
拠点校	59	中学校	} (週1日・1回4～8時間)
対象校	131	小学校	
巡回校	15	高等学校	(週1日・1日6時間) (3教育局に配置)

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」については策定していないが、連絡協議会等で、スクールカウンセラー、学校それぞれの立場においての活動方針等を周知している。また、スクールカウンセラーの具体的な活動例について資料を作成し、各市町村教育委員会、各学校、各スクールカウンセラーに通知をした。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

◇スクールカウンセラー ◇学校担当者 ◇各市町村教育委員会指導主事等

(2) 研修回数（頻度）

◇県全体 2回 ◇各地区別研修 各地域で1～2回

(3) 研修内容

◇講義「不登校未然防止に向けたチームでの取組について」 講師：広島大学大学院 栗原慎二教授

◇事例発表

◇テーマを設けてのグループ協議

「各学校における不登校の改善に向けた取組について」

「スクールカウンセラーとLD等専門員合同のケース検討」

「発達段階をふまえた各校種での支援のあり方」

「学校における教師とスクールカウンセラーの協働のあり方について」 等

(4) 特に効果のあった研修内容

他の外部専門機関（専門家）との合同研修を行うことにより、連携すべき部分について確認したり、様々な情報を得ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

◇SVの設置 無

(6) 課題

◇研修機会の確保

◇経験の少ないスクールカウンセラーのスキルアップ

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】生徒の問題行動に対する活用事例（③⑫）

◇中学校1年男子 感情をコントロールすることが難しく、注意されたり、自分の思い通りにいかなかったりすると暴言を吐いたり、暴力を振るったりすることもあった。

◇スクールカウンセラー等の関わり

- 所属学級で一緒に給食を食べることから始め、徐々に関係性を築く。
- 受容的な態度で接することを継続することで定期的な面談が始まり、少しずつ自分の思いを話すようになる。
- 本人との面談を基に保護者に家庭での関わり方について助言を行う。

◇成果

- 上記のような取組を継続した結果、本人の表情も和らぎ、落ち着いた生活を送れるようになった。

【事例2】小中連携推進のための活用事例（②）

◇支援会議等への参加

- 中学校、校区小学校それぞれ、または小、中学校合同での支援会議等にスクールカウンセラーが適宜参加し、本人、保護者面談に基づいた視点で助言を行う。その際、中学校の教育相談担当も参加し、継続的に経過を共有することができた。
- 児童生徒個々の支援のみならず、背景情報を踏まえた家族全体への支援を検討することができた。また、生徒の小学校時の状況を把握し、それを中学校の教職員への助言につなげることができた。
- 校区各4小学校及び中学校で、欠席分析検討会を定期的実施した。スクールカウンセラーは、スーパーバイザーとして、学校全体の状況を把握しながら、個への支援について助言を行った。

◇小・中合同研修会の開催

- 中学校区教育相談・不適応対策部会において合同研修会を開催した。校区の学校不適応の傾向を分析するとともに、実際のケースを取り上げて児童生徒への支援について考える研修を行った。スクールカウンセラーは小中連携のあり方について指導助言を行った。

【事例3】「児童生徒のストレスマネジメント学習」に向けた活用事例（②）

◇教職員研修の実施

- 児童生徒のストレスマネジメント学習に向けて、スクールカウンセラーを講師として、リラクゼーション法についての研修を実施。

◇ストレスマネジメント学習の実施

- 教職員研修を基に、各学年がストレスマネジメント学習を計画し、担任を中心に授業を実施。
- 各学年の学習時にスクールカウンセラーも参加し、生徒の話合いに加わったり、リラクゼーションの方法として呼吸法や体のゆるめ方を教えたりした。

◇研究協議の実施

- 学習後、研究協議を行い、スクールカウンセラーも参加し、学習の流れや児童生徒の見立て方などについて助言を行う。

◇成果

- 学習前に教職員研修を実施することにより、教職員が実際に指導するイメージを持つことができた。
- 学習時にスクールカウンセラーがリラクゼーション法を直接教えることにより、生徒にとってわかりやすい学習となった。
- 学習後の研究協議で助言を行うことにより、学習の流れ等について振り返ることができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果によると、本県は不登校児童生徒のうち、「スクールカウンセラー等の専門的な相談を受けた割合」が全国に比べて高く（表1）、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合」も高い傾向にある（表2）。不登校児童生徒に対して、スクールカウンセラーと連携して対応した結果、登校できる又はできるようになった割合が高くなっていると考えられる。

中学校に配置されたスクールカウンセラーが校区小学校の相談にも対応することから、きょうだいで不登校傾向の児童生徒に小中で共通理解して支援することができるなど、小中連携が図られている。

【表1】相談・指導等を受けた学校内外の機関等

	スクールカウンセラー等の専門的な相談を受けた割合
H26 鳥取県小中学校（公立のみ）	51.3%
H25 全国小中学校（国公立）	38.5%

【表2】不登校児童生徒への指導結果状況（公立のみ）

区分	小学校			中学校		
	H25 鳥取県	H26 鳥取県	H25 全国	H25 鳥取県	H26 鳥取県	H25 全国
(a) 指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	31.8%	36.0%	32.8%	44.4%	32.4%	29.8%
指導中の児童生徒	68.2%	64.0%	67.2%	55.6%	67.6%	70.2%
(b) うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒	24.8%	23.0%	20.0%	17.7%	31.2%	20.5%

(2) 今後の課題

◇不登校や問題行動等の未然防止や早期発見に関わる部分で、より効果的な活用を図る。

◇近年、スクールカウンセラーに対して多様な要望や期待が高まっており、その対応が一層難しくなっているため、各カウンセラーのスキルアップのための研修機会等の確保や人材確保が必要。

◇スクールソーシャルワーカー等他の専門家との連携の推進。